

第5期守口市障がい福祉計画及び 第1期守口市障がい児福祉計画

守口市

ごあいさつ



本市では、平成27年3月に「第4期守口市障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人が安心・安全に、より充実した地域生活を送ることができるよう取り組んでまいりました。

「第4期守口市障がい福祉計画」の策定から3年の間に、障がいのある人及び児童を取り巻く環境は大きく変化してきました。国においては、障がいの有無に関わらず互いを認め合い共に生きる社会の実現に向けて「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」が施行されました。さらに、平成30年度には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正により、これまで施策の谷間にあった障がいのある児童とその家族、障がいのある人の地域生活を支えるために新たなサービスが創設されます。加えて、本市においては、平成29年度より幼児教育・保育料の無償化に伴う「守口市児童発達支援等利用者負担給付金」を実施しました。また、障がいの重度化や高齢化、親亡き後等を見据え、相談や緊急時の対応等の必要な機能を備える「地域生活支援拠点等」の整備に取り組んでいます。

こうした変化に対応するため、本市における障がいのある人及び児童の実情を検討し、「第5期守口市障がい福祉計画及び第1期守口市障がい児福祉計画」を策定しました。

今後も引き続き、本計画に基づき、必要な障がい福祉サービス等の提供体制を整備し、障がいのある人及び児童が地域で安定して生活できるよう取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご協力いただきました守口市障がい者自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、各種アンケート調査やパブリックコメントにおいて貴重なご意見をいただきました皆様に、厚くお礼を申し上げます。また、今後の計画推進に向けましても、皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成30年3月

守口市長 西端 勝樹

目次

計画の要約	1
第1章 計画策定の基本的な考え方	3
第1節 計画の策定趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制	6
第2章 障がいのある人の状況	9
第1節 人口の推移	9
第2節 障がい者手帳等所持者の推移	10
第3章 計画の推進方針	11
第1節 第3次守口市障がい者計画との関係	11
第2節 計画推進のための取り組み及び活動指標	13
1. 地域生活支援拠点等の整備	13
(1) 地域生活支援拠点等	13
(2) 居宅介護	16
(3) 重度訪問介護	17
(4) 同行援護	17
(5) 行動援護	18
(6) 重度障がい者等包括支援	19
(7) 短期入所	20
(8) 共同生活援助	21
(9) 移動支援事業	22
2. 相談支援機能の充実	23
(1) 計画相談支援	23
(2) 地域移行支援	24
(3) 地域定着支援	25
(4) 相談支援事業	25
(5) 地域活動支援センター	26
3. 障がい者自立支援協議会の再構築	27
(1) 障がい者自立支援協議会の現状	27
(2) 障がい者自立支援協議会の課題	28

(3) 障がい者自立支援協議会の再構築	29
4. 施設入所者の地域生活への移行	31
(1) 施設入所支援	31
(2) 地域移行者数	32
(3) 療養介護	32
5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	33
(1) 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	33
(2) 自立生活援助（平成 30 年度より新設）	34
6. 就労相談の充実	35
(1) 就労移行支援	35
(2) 就労継続支援 A 型	36
(3) 就労継続支援 B 型	37
(4) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	38
(5) 生活介護	38
(6) 就労移行支援の利用	39
(7) 福祉施設（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、自立訓練、生活介護）利用から一般就労への移行 ...	39
(8) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率	40
7. 職場への定着支援	41
(1) 就労定着支援（平成 30 年度より新設）	41
(2) 就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額	41
(3) 工賃向上に向けての取り組み	42
(4) 就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	42
(5) 一般就労する障がいのある人等への支援について	43
8. 児童発達支援センターの充実	45
(1) 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援	45
9. 施策の谷間にある児童への支援に向けての連携	47
(1) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	47
(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	47
10. 医療的ケア児のための協議の場	48
(1) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場	48
11. 療育の向上、担保	49
(1) 児童発達支援	49
(2) 医療型児童発達支援	50
(3) 放課後等デイサービス	50
(4) 保育所等訪問支援	51
(5) 居宅訪問型児童発達支援（平成 30 年度より新設）	51
(6) 障がい児相談支援	52

1 2. 高齢化に伴う支援のあり方の検討	53
(1) 現状と課題	53
(2) 共生型サービスの創設について	53
(3) 今後の取り組み	53
1 3. 意思疎通支援の提供体制の充実	54
(1) 手話奉仕員養成研修事業及び意思疎通支援を行う者の派遣事業	54
(2) 日常生活用具給付等事業	55
1 4. 差別の禁止、合理的配慮	56
(1) 理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業	56
(2) 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業	57
(3) 障がい者・高齢者交流会館を活用した啓発活動等の実施	57
第4章 計画の推進	58
第1節 計画の推進体制	58

資 料

第1節 計画の策定体制及び策定経過	63
第2節 パブリックコメント結果	67
第3節 守口市子ども・子育て支援事業計画 利用量に見込みと提供体制	68
第4節 用語の解説	73



守口市シンボルキャラクター
「もり吉」

計画の要約

計画策定の目的と趣旨

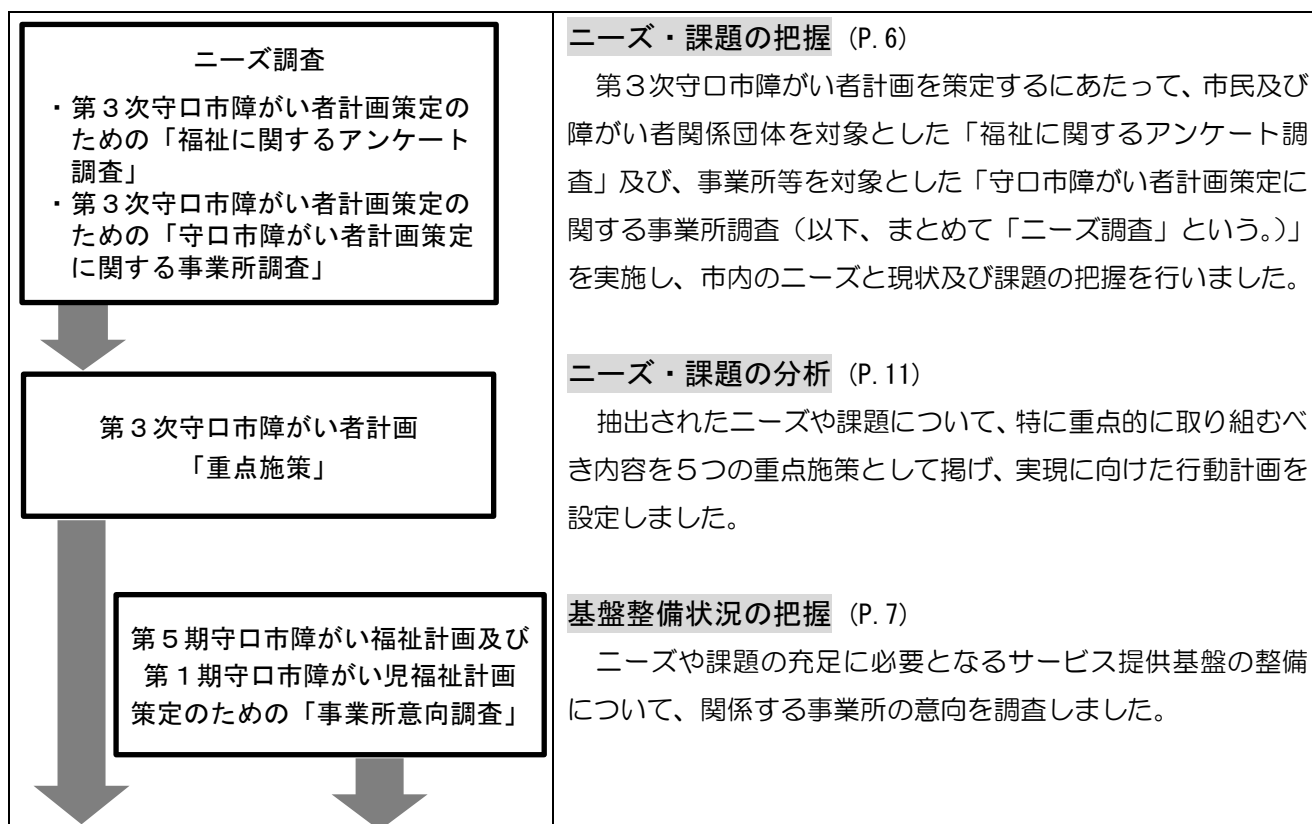
本市は平成 29 年 3 月に平成 29 年度から平成 38 年度までを計画期間とする「第 3 次守口市障がい者計画」を策定しました。第 3 次守口市障がい者計画では「障がいのある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口」を基本理念とし、本市の障がい福祉施策全般に関わる理念や目標、方針を定めています。

この度、策定する「第 5 期守口市障がい福祉計画及び第 1 期守口市障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）」は、平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とし、先の第 3 次守口市障がい者計画を着実に実行するための具体的方策を定める計画としても位置づけられるものです。

そのため、本計画においては第 3 次守口市障がい者計画で掲げた重点施策に基づき、今後 3 年間で重点的に推進する取り組みを設定し、それらに関連する障がい福祉サービス等の充実や各種体制整備を設けました。

なお、本計画の策定にあたっては、障がいのある人等の状況とニーズ及び障がい福祉サービス提供事業所の意向を踏まえ、障がい者自立支援協議会にて意見聴取及び検討を行いました。

計画策定の流れと全体像



第5期守口市障がい福祉計画及び
第1期守口市障がい児福祉計画
「取り組みと活動指標」

第5期守口市障がい福祉計画及び
第1期守口市障がい児福祉計画
「計画の推進体制」

具体的な取り組み

第3次守口市障がい者計画で掲げた5つの重点施策に基づき、今後3年間で重点的に推進する内容を、14の取り組みとしてまとめました。また、関連する障がい福祉サービス等について具体的な数値目標を定めました。

- 【取り組み1】 地域生活支援拠点等の整備 (P.13)
- 【取り組み2】 相談支援機能の充実 (P.23)
- 【取り組み3】 障がい者自立支援協議会の再構築 (P.27)
- 【取り組み4】 施設入所者の地域生活への移行 (P.31)
- 【取り組み5】 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (P.33)
- 【取り組み6】 就労相談の充実 (P.35)
- 【取り組み7】 職場への定着支援 (P.41)
- 【取り組み8】 児童発達支援センターの充実 (P.45)
- 【取り組み9】 施策の谷間にある児童への支援に向けての連携 (P.47)
- 【取り組み10】 医療的ケア児の協議の場 (P.48)
- 【取り組み11】 療育の向上、担保 (P.49)
- 【取り組み12】 高齢化に伴う支援のあり方の検討 (P.53)
- 【取り組み13】 意思疎通支援の提供体制の充実 (P.54)
- 【取り組み14】 差別の禁止、合理的配慮 (P.56)

検証・見直し (P.58)

本計画の推進にあたっては、庁内、市民や地域・関係団体、関係機関、大阪府・府内市町村等との連携を図り、着実に計画が実行されるよう取り組みます。

また、本市の障がい者自立支援協議会においては、本計画の取り組みに対応した専門分野ごとの検討会議を設置します。PDCAサイクルによる評価及び進捗管理を行うにあたっては、(1) 評価すべき指標、(2) 評価の時期、(3) 評価の体制を定める必要がありますが、本市においては(1) 評価すべき指標は、取り組みの進捗状況及び障がい福祉サービスの提供実績値を採用し、(2) 評価の時期は年1回、(3) 評価の体制は、障がい者自立支援協議会における本会議の場を活用します。

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画の策定趣旨

本市は平成29年3月に、平成29年度から平成38年度までを計画期間とする「第3次守口市障がい者計画」を策定しました。この計画は「障がいのある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口」を基本理念とし、

1. 障がい者の人権の尊重、自己決定権の尊重
2. とともに自立し、支え合う社会の実現
3. 障がい者差別の禁止、社会的障壁の除去及び必要かつ合理的な配慮
4. 多様な主体による協働
5. ライフステージや障がい特性等に配慮した切れ目のない支援を基本原則として掲げています。

この度、策定する「第5期守口市障がい福祉計画」は、先の「第3次守口市障がい者計画」を着実に実行するための具体的方策を定める計画としても位置づけられるものです。

本市の障がい福祉計画としては、平成27年3月に「第4期守口市障がい福祉計画（平成27年度から平成29年度）」を策定し、すべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者に対して計画相談支援の導入を推し進め、発達障がい等、施策の谷間にあると言われる児童も含め、障がい児通所給付費（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を必要とするすべての障がいのある児童に対し、当該サービスの提供が行きわたるよう取り組んできました。

この3年間に、国においては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月1日に施行され、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備える「地域生活支援拠点等」の整備促進についての通知がなされました。また、本市においては、就労移行支援事業所や放課後等デイサービス事業所の新規開設の増加や、「守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例」が一部改正されたことによる幼児教育・保育料の無償化（平成29年4月1日施行）に伴う「守口市児童発達支援等利用者負担給付金」の開始など、障がいのある人及び児童を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、本計画においては「第5期守口市障がい福祉計画」と合わせて、「第1期守口市障がい児福祉計画」を策定します。「第1期守口市障がい児福祉計画」とは、障がいのある児童に対しライフステージに応じて可能な限り切れ目のない支援を提供することや、障がいのある児童もいない児童もともに学び育つ環境を整備することを目指し策定する計画です。

これらの情勢を踏まえ、本市における障がいのある人及び児童の実情を把握した上で、本計画を策定し、「第3次守口市障がい者計画」の推進に向けて取り組みます。

第2節 計画の位置づけ

1. 法的根拠

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画」として策定します。

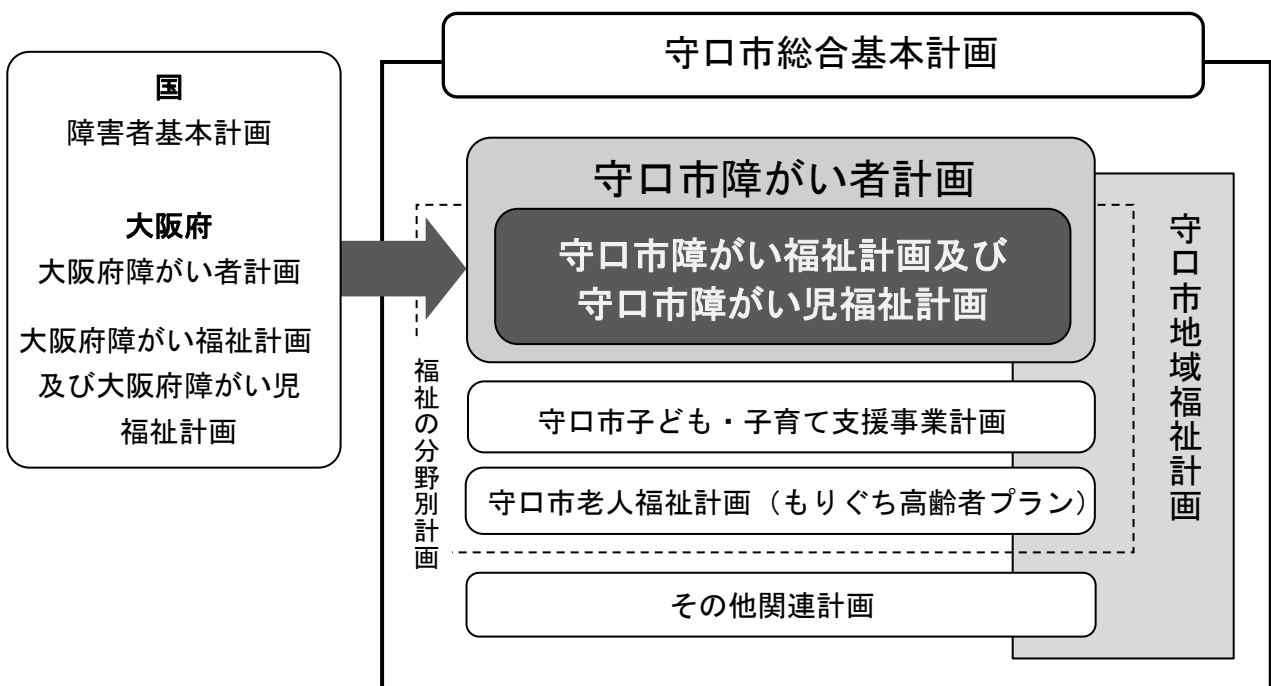
なお、本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第87条第1項に基づく「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下、「国の基本指針」という。）」及び「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について（平成23年12月27日付け障企自第1227第1号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知。）」に即することとします。

2. 関連する計画との関係

本計画は「第5次守口市総合基本計画」及び「第3次守口市障がい者計画」、「第3次守口市地域福祉計画」を上位計画としています。

「第3次守口市障がい者計画」では本市の障がい福祉施策全般に関わる理念や目標、方針を定めていますが、本計画は障がいのある人及び児童が地域で安定して生活するために必要なサービス提供体制の整備を具体的に進めるためのものであり、必要なサービス見込量やサービス提供のための整備方策について呈示するものです。

また、本計画の策定にあたっては、「守口市老人福祉計画」「守口市子ども・子育て支援事業計画」等、関連計画及び「第5期大阪府障がい福祉計画及び第1期大阪府障がい児福祉計画」との整合性を図ります。



第3節 計画の期間

国の基本指針に基づき、市町村の障がい福祉計画は3年を1期とすることと規定されていることから、本計画の期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。また、平成32年度中に見直しを行い、平成33年度を初年度とする次期計画を策定します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
障がい者 計画	第2次計画 (平成19年度～ 平成28年度)		第3次計画 (平成29年度～平成38年度)									
障がい福祉 計画	第4期計画 (平成27年度～ 平成29年度)		第5期計画 (平成30年度～ 平成32年度)			第6期計画 (平成33年度～ 平成35年度)			第7期計画 (平成36年度～ 平成38年度)			
障がい児 福祉計画			第1期計画 (平成30年度～ 平成32年度)			第2期計画 (平成33年度～ 平成35年度)			第3期計画 (平成36年度～ 平成38年度)			

第4節 計画の策定体制

1. 障がい者自立支援協議会における検討

本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第88条第8項及び第9項において、同法第89条の3第1項に規定する協議会の意見を聴くよう努めることと規定されており、本市が設置する障がい者自立支援協議会にて意見聴取及び検討を行いました。

障がい者自立支援協議会は、学識経験者や障がい者団体・福祉・医療・人権関係団体の代表者、教育関係機関・関係行政機関等の代表者によって構成されており、下部に「相談支援・権利擁護部会」「就労支援部会」「精神障がい者支援部会」「通所サービス部会」「グループホーム部会」「障がい児支援部会」の各専門部会を設置しています。

2. 障がいのある人等やサービス提供事業者からの意見の集約

(1) 障がいのある人等のニーズの把握

障がいのある人及び児童のニーズについては、昨年度「第3次守口市障がい者計画」を策定するにあたって、市民や障がい者関係団体を対象とした「福祉に関するアンケート調査」及び事業所等を対象とした「守口市障がい者計画策定に関する事業所調査」を実施いたしました。

本調査の結果は、「守口市福祉に関するアンケート調査報告書」（平成29年3月）にて報告しています。

① 障がいのある人、障がい者関係団体を対象とした調査の実施

障がいのある人が生活する上で抱える不安や課題を把握するために、平成28年9月1日から9月20日にアンケート調査を実施しました。

② サービス提供事業者を対象とした調査の実施

障がいのある人の生活における様々な面での現状と課題を把握するため、障がい者団体、障がい福祉サービス等の提供事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査種類	調査の対象者	配布数	抽出方法	配布・回収方法
18歳未満調査	本市が援護する障がい者手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、障がい福祉サービス利用者から無作為抽出した3,000人	448件	無作為	郵送による配布・回収
18歳から64歳調査		1,600件		
65歳以上調査		952件		
障がい者団体意向調査	本市の障がい者団体	12件	全団体	郵送による配布・回収
サービス提供事業者調査	本市において以下のサービスを提供し、障がい者自立支援協議会専門部会に参加する事業者（相談支援、生活介護、就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援、自立訓練（生活訓練）、共同生活援助、放課後等デイサービス、児童発達支援、地域活動支援センター）	39件	全事業者	電子メールによる配布・回収

(2) サービス基盤整備に向けた事業所の意向の把握

障がいのある人等のニーズを充足するためのサービス基盤整備に向けた意向を把握するため、市内における障がい福祉サービス提供事業所及び介護保険事業所を対象に、「第5期守口市障がい福祉計画及び第1期守口市障がい児福祉計画策定のための事業所意向調査」(以下、「事業所意向調査」という。)を実施しました。

本調査の結果は、「事業所意向調査報告書—第5期守口市障がい福祉計画及び第1期守口市障がい児福祉計画策定のための事業所意向調査」(平成30年3月)にて報告しています。

① 調査対象事業所

市内において、以下のサービスを提供し、障がい者自立支援協議会専門部会に参加する障がい福祉サービス提供事業所(相談支援、生活介護、就労継続支援A型・B型、就労移行支援、自立訓練(生活訓練)、共同生活援助、放課後等デイサービス、児童発達支援、地域活動支援センター)、及び介護保険サービス提供事業所(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等)全95件を対象に調査を実施しました。

調査の対象者	配布数
本市において以下のサービスを提供し、障がい者自立支援協議会専門部会に参加する障がい福祉サービス提供事業所(相談支援、生活介護、就労継続支援(A型・B型)、就労移行支援、自立訓練(生活訓練)、共同生活援助、放課後等デイサービス、児童発達支援、地域活動支援センター)及び、介護保険サービス提供事業所(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等)。	95件

② 調査方法

調査期間は平成29年7月24日から8月18日までとし、調査方法はメールにてエクセルデータを送信し、データ上で回答の上、本課あてに返信することとしました。

③ 調査内容

調査項目は、第3次守口市障がい者計画の構成に基づいて作成し、「生活支援、保健医療」「教育・療育」「スポーツ・文化芸術活動」「雇用・就業・経済的自立の支援」「公共施設等のバリアフリー化、住まい」「情報バリアフリー」「意思疎通支援」「危機管理(防災・防犯)」「差別の解消・権利擁護、障がい者理解」「虐待の防止」「共生社会」の分野について設定しました。また、最後に旧桜の園跡地について、その活用意向や具体案についての設問を設けました。

3. パブリックコメントの実施

平成30年1月16日から2月15日に、市役所、守口市障がい者・高齢者交流会館、守口市立わかたけ園、守口市立わかかき・わかすぎ園、各コミュニティセンター、市ホームページにおいて、計画案の閲覧、意見提出用紙の配布を行い、パブリックコメントを実施しました。



守口市シンボルキャラクター
「もり吉」

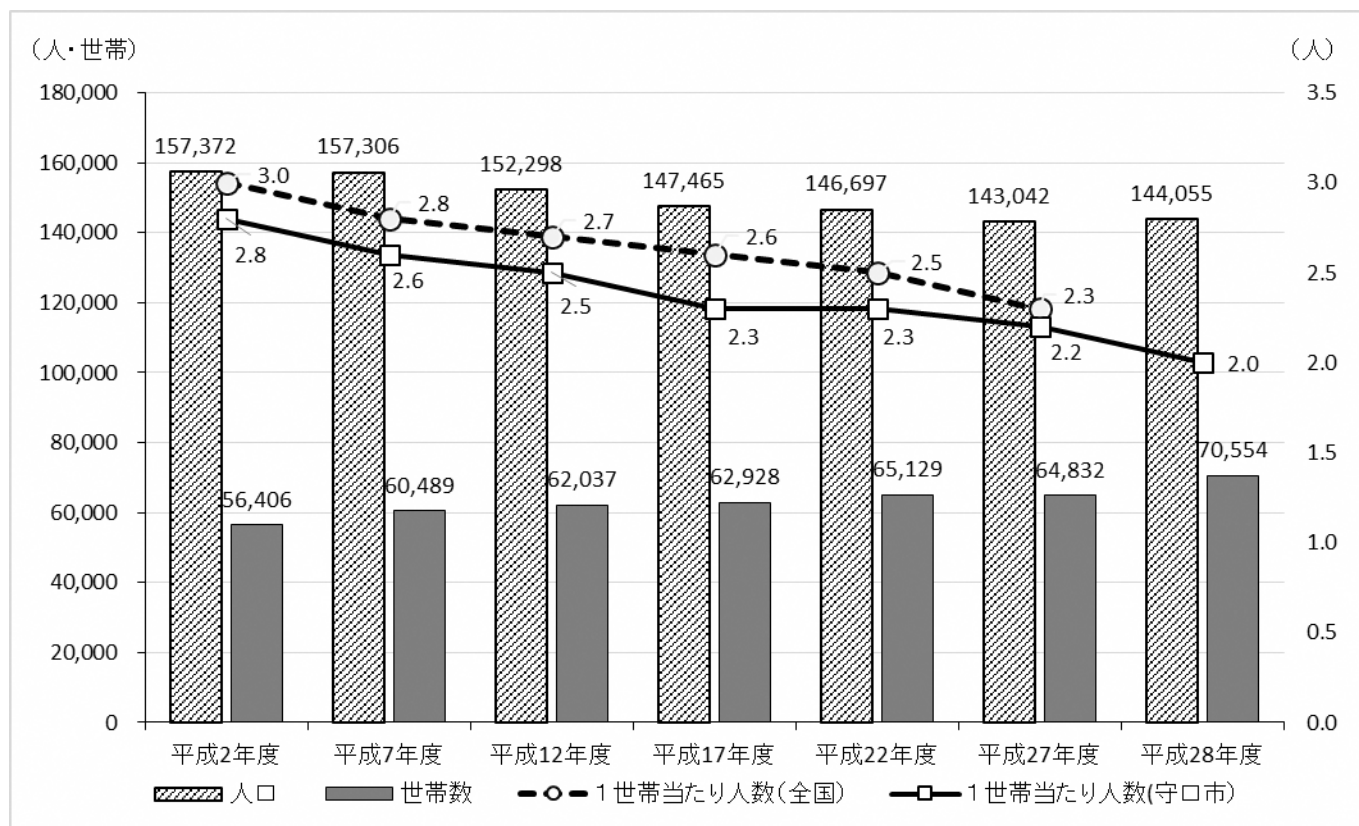
第2章 障がいのある人の状況

第1節 人口の推移

本市の総人口は平成2年度から平成27年度にかけて年々減少していますが、平成28年度には増加し、144,055人となっています。

世帯数は増加傾向にある一方、1世帯あたりの人数は平成28年度で2.0人と年々減少しており、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

なお、1世帯あたり人数（全国）の数値は国勢調査をもとに算定しているため平成27年度の調査結果が最新となっています。

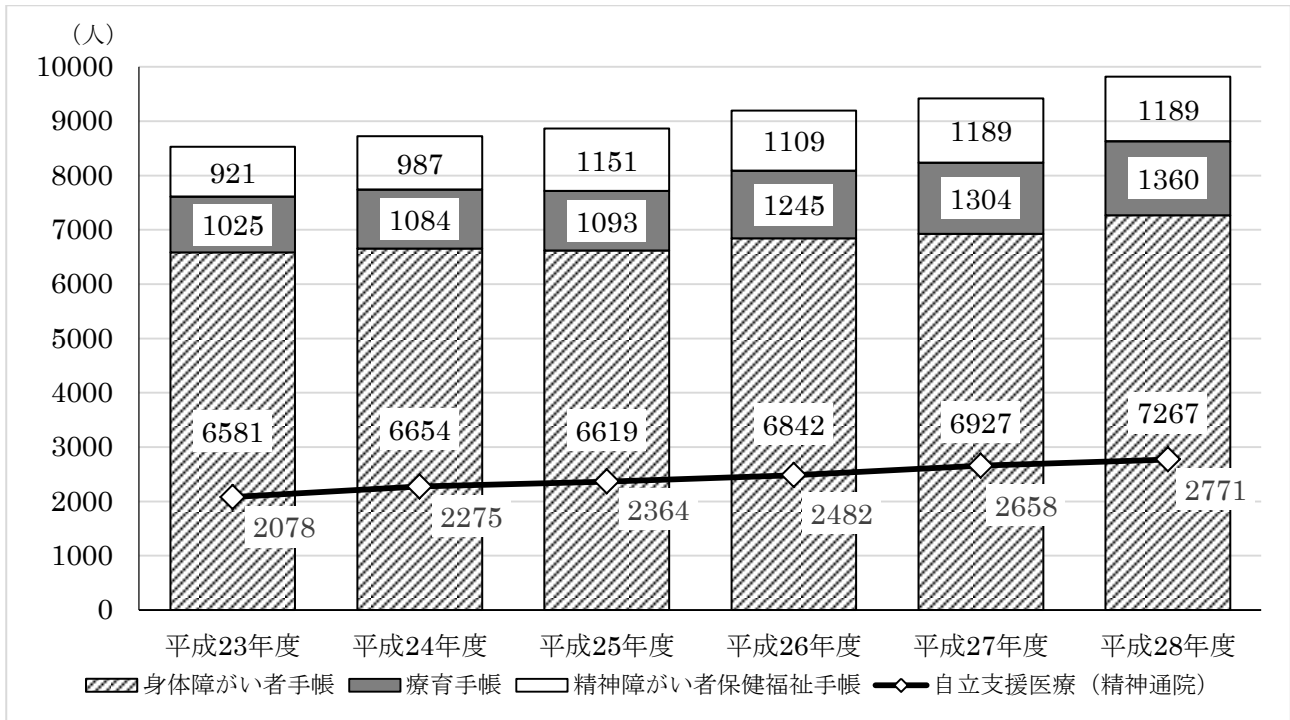


資料：国勢調査、総合窓口課調べ（各年度10月1日現在）

第2節 障がい者手帳等所持者の推移

障がい者手帳の所持者数は各障がい者手帳ともに増加しており、平成28年度で身体障がい者手帳所持者が7,267人、療育手帳所持者が1,360人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が1,189人となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は平成23年度以降、毎年平均138.6人ずつ増えており、平成28年度には2,771人となっています。



資料：障がい福祉課調べ（各年度3月末時点）

第3章 計画の推進方針

第1節 第3次守口市障がい者計画との関係

障がい者計画における重点施策	本計画における関連項目	
	取り組み	成果目標・活動指標
重点施策1 地域生活を支える体制整備及び地域移行の促進	【取り組み1】 地域生活支援拠点等の整備	体制整備 ・地域生活支援拠点の整備 サービス等事業 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障がい者包括支援 ・短期入所 ・共同生活援助 ・移動支援事業
	【取り組み2】 相談支援機能の充実	サービス等事業 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援・障がい者相談支援事業 ・基幹相談支援センター ・基幹相談支援センター機能強化事業 ・住宅入居等支援事業 ・地域活動支援センター
	【取り組み3】 障がい者自立支援協議会の再構築	
	【取り組み4】 施設入所者の地域生活への移行	サービス等事業 ・施設入所支援・療養介護 大阪府成果目標 ・施設入所者の削減・地域移行者の増加
	【取り組み5】 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	体制整備 ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 サービス等事業 ・自立生活援助
重点施策2 就労支援の充実・強化	【取り組み6】 就労相談の充実	サービス等事業 ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・就労継続支援（A型・B型） ・就労移行支援 大阪府成果目標 ・福祉施設利用から一般就労への移行者数の増加 ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加
	【取り組み7】 職場への定着支援	サービス等事業 ・就労定着支援 大阪府成果目標 ・就労継続支援（B型）事業所における工賃平均額の増加 ・就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率
重点施策3 施策の谷間にあった分野への支援の充実	【取り組み8】 児童発達支援センターの充実	体制整備 ・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援の充実
	【取り組み9】 施策の谷間にある児童への支援に向けての連携	体制整備 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
	【取り組み10】 医療的ケア児の協議の場	体制整備 ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置
重点施策4 保健・教育・労働・まちづくりなどの生活場面に応じた施策の推進	【取り組み11】 療育の向上、担保	サービス等事業 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・障がい児相談支援
	【取り組み12】 高齢化に伴う支援のあり方の検討	
	【取り組み13】 意思疎通支援の提供体制の充実	サービス等事業 ・手話通訳者派遣事業 ・要約筆記者派遣事業 ・手話通訳者設置事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・日常生活用具給付等事業
重点施策5 障がい者差別の禁止及び合理的配慮の普及	【取り組み14】 差別の禁止、合理的配慮	サービス等事業 ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援制度

「第3次守口市障がい者計画（平成29年度から平成38年度）」は、「障がいのある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口」を基本理念とし、

1. 障がい者の人権の尊重、自己決定権の尊重
2. とともに自立し、支え合う社会の実現
3. 障がい者差別の禁止、社会的障壁の除去及び必要かつ合理的な配慮
4. 多様な主体による協働
5. ライフステージや障がい特性等に配慮した切れ目のない支援

を基本原則として掲げています。

この「第3次守口市障がい者計画」は今後10年間を見据えて、本市の障がい福祉施策全般に関わる行動計画を設定しており、その中で優先的に取り組むべき課題として、5つの重点施策を設けています。

本計画を策定する平成29年度は、「第3次守口市障がい者計画」の初年度にあたるため、これら5つの重点施策に基づき、今後3年間で重点的に推進する14の取り組みを設定し、それらに関連する障がい福祉サービス等の充実や各種体制整備を設けています。

また、これらは「第5期大阪府障がい福祉計画及び第1期大阪府障がい児福祉計画」の成果目標・活動指標とも整合性を図っています。

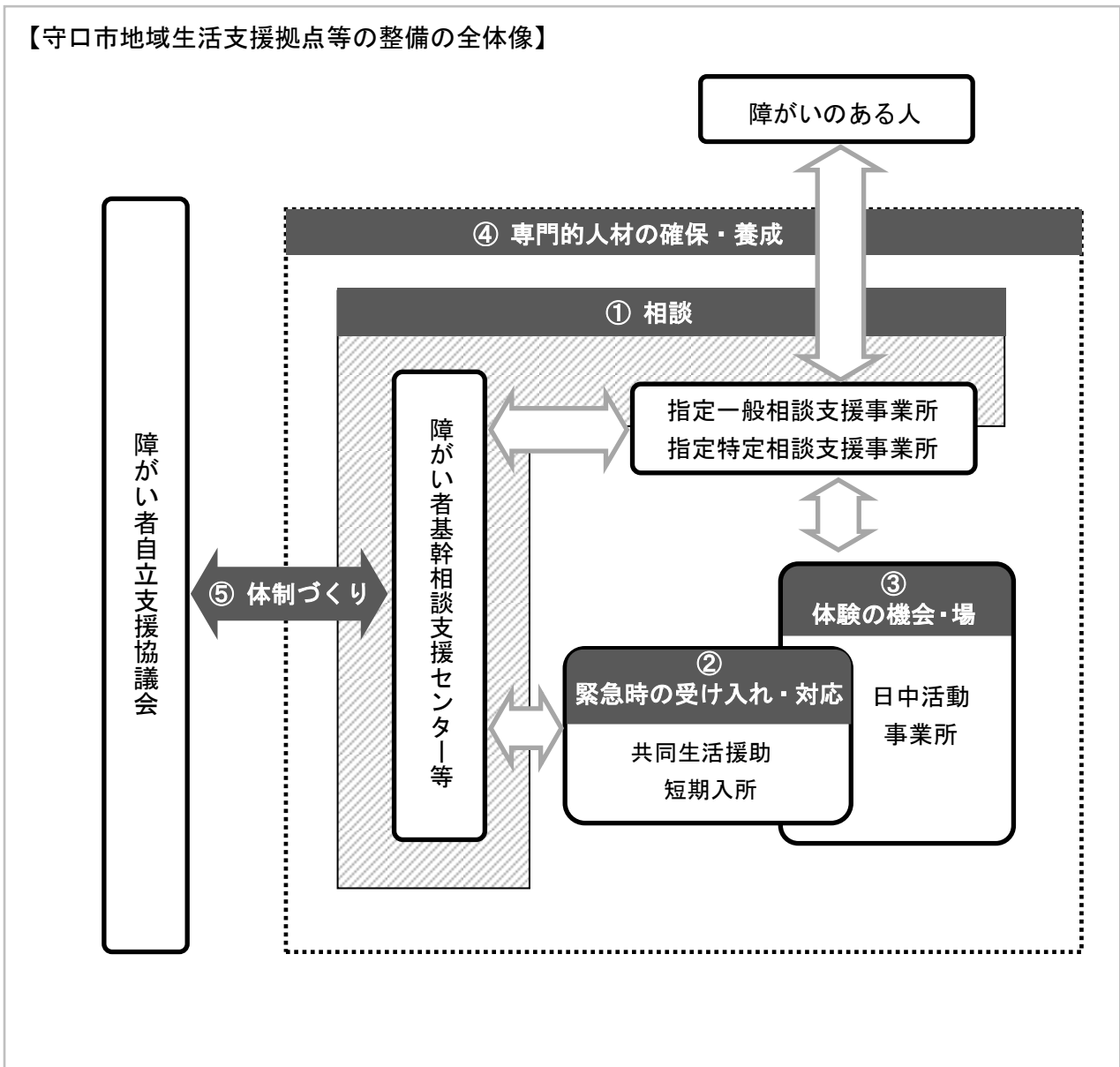
第2節 計画推進のための取り組み及び活動指標

1. 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人及び児童が地域で安心して暮らし続けるため、障がいの重度化や高齢化、親亡き後にも切れ目なく支援を提供できる体制を構築することを目的としています。

本市では、必要とされる支援・機能を複数の事業所で分担し、連携することで地域を支える「面的整備」を実施します。障がいのある人及び児童の地域生活には、「①相談」「②緊急時の受け入れ・対応」「③体験の機会・場」「④専門的人材の確保・養成」「⑤地域の体制づくり」の5つの機能が必要であり、本市においては平成32年度までに、次のように機能の整備を図ります。

(1) 地域生活支援拠点等



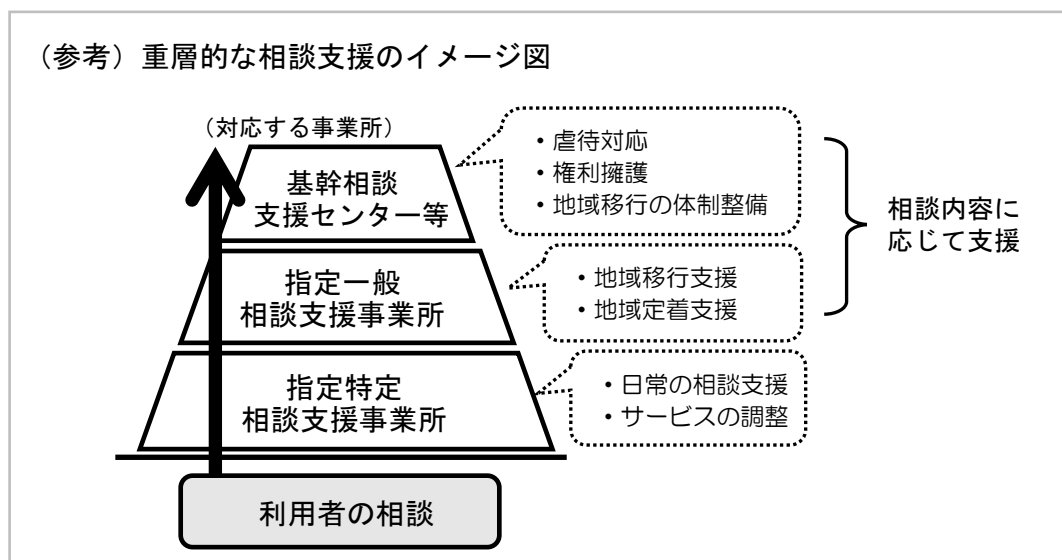
① 相談

緊急時の支援が見込めない世帯に対して常に連絡体制を確保し、障がい特性に起因する緊急事態が発生したときに必要なサービス調整や相談等を行います。また、障がいのある人の様々な相談に対応するため、相談体制を強化します。

整備方針

暮らしている地域に関係なく、障がいのある人の緊急時の相談先を確保するため、市全体で障がい特性に応じた相談支援体制の整備を図ります。具体的には、市有地等の活用を行い、障がい特性に応じた相談支援を常時提供できる事業所の開設・運営を支援します。

また、利用者の多様な相談に対応するには、市全体において相談支援業務に従事する者の専門性の向上が求められます。指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、基幹相談支援センター等の事業所種別ごとに役割を明確化し、日常的な相談支援・サービス調整に係るもの、地域移行・地域定着に係るもの、虐待対応・権利擁護・地域移行の体制整備や対象者の抽出に係るものに分け支援を行います。加えて、サービス利用に向けた当事者の意志が不明確であり、指定特定相談支援事業所による最初の介入が困難な場合には、市の委託を受けた基幹相談支援センター等が相談者と面接し、ニーズの把握や制度の説明を行い、指定特定相談支援事業所やその他の関連機関に繋ぐ支援を行うなど、利用者のニーズに応じて重層的な支援体制を構築し、専門性の向上を図ります。



② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所の活用により緊急時の受け入れ体制を常に確保し、介護者の急病や虐待発生時の受け入れ、医療機関に対する必要な連絡対応等を行います。

整備方針

平成 30 年度以降、短期入所及び共同生活援助事業所において、常時 1 か所以上の空床を確保し、緊急時の受け入れ先として活用します。また緊急時を含む多様なニーズに対応するため、市有地等を活用し、各法人による短期入所の開設・運営等を支援します。

③ 体験の機会・場

地域移行や親元からの自立にむけて、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や1人暮らしの体験の機会を提供します。

整備方針

緊急対応のための空床を確保した上で、利用予定の入っていない短期入所や共同生活援助の他、通所サービス等を活用し、必要とする支援に即した体験の機会を提供します。暮らしている地域に関係なくサービス等の体験の場を確保するため、市全体に障がい特性に応じた体験の場の整備を図ります。具体的には、市有地等の活用を行い、障がい特性に応じた体験の場を提供する事業所の開設・運営を支援します。

また、守口市立わかたけ園の老朽化に伴う施設のあり方については、より地域のニーズに対応した支援の提供体制を作るため、市全体を見据えた施設のあり方を検討します。

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアや行動障がい、高齢化に伴う障がいの重度化について専門的な対応を取るための体制整備や人材育成を行います。

整備方針

医療的ケアや障がい特性に応じた対応、障がいのある児童・高齢者への切れ目ない支援、成年後見制度を初めとした権利擁護の取り組みなど、支援を提供するには幅広い知識や多職種との連携が必要です。

本市では基幹相談支援センター等において、各事業所の特色を生かした研修をコーディネートするとともに、医療的ケアや障がい特性、年齢に応じた支援、権利擁護など、今後さらに対応が求められる分野についての連携強化や専門性の向上を進めます。

また、障がい者自立支援協議会の支援者実務者会議において地域の課題について検討するとともに、より幅広い検討を要するものについては、障がい者自立支援協議会本会議に提起し体制整備を図ります。

⑤ 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応するため、サービスの提供体制の確保や社会資源の連携体制の構築を行います。

整備方針

地域の課題は障がい者自立支援協議会の支援者実務者会議等を通じ、基幹相談支援センター等が集約します。基幹相談支援センター等は、抽出された課題や体制整備の効果について、定期的に障がい者自立支援協議会本会議にて評価を受け、常に地域の実情に即した体制づくりに努めます。

また、暮らしている地域に関係なく一定のサービス提供体制を確保するため、市全体で障がい特性に応じ、地域に身近な相談等の機能を整備します。体制整備の状況については、基幹相談支援センター等において情報を総括し、市全体を見据えた地域の体制を構築します。

(2) 居宅介護

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	130人	130人	130人	127人	133人	127人
	月平均 利用時間総数	2,665時間	2,665時間	2,665時間	2,519時間	2,651時間	2,603時間
知的障がい	月平均 利用人数	120人	120人	120人	85人	96人	112人
	月平均 利用時間総数	1,440時間	1,440時間	1,440時間	969時間	1,184時間	1,380時間
精神障がい	月平均 利用人数	148人	158人	168人	106人	116人	128人
	月平均 利用時間総数	2,072時間	2,212時間	2,352時間	1,423時間	1,644時間	1,797時間
児童	月平均 利用人数	13人	13人	13人	19人	17人	13人
	月平均 利用時間総数	242時間	242時間	242時間	290時間	296時間	242時間
合計	月平均 利用人数	411人	421人	431人	337人	362人	380人
	月平均 利用時間総数	6,419時間	6,559時間	6,699時間	5,201時間	5,775時間	6,022時間

居宅介護 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人については、平成26年度から平成28年度の月平均利用人数がほぼ横ばいであることから（平成27年度から平成28年度の増加率 0.95倍）、平成30年度以降においても大きな伸びはなく、一定数になるものと見込みました。また利用時間総数については、平成28年度における一人あたりの利用時間数をもとに見込量を算出しました。

知的障がいのある人については、平成26年度から平成28年度の月平均利用人数に伸びが見られますが（平成27年度から平成28年度の増加率 1.17倍）、療育手帳所持者の増加率は緩やかな伸びとなっており、今後は一定数にとどまることが予測されます。また、ニーズ調査より親亡き後の支援を求める声が見られ、施設入所者の地域での受け皿となる体制整備も必要となることから、平成30年度以降は、平成28年度の月平均利用人数より8人増加した月平均利用人数を見込量として算定しました。また、利用時間総数については、平成28年度における一人あたりの利用時間数をもとに見込量を算出しました。

精神障がいのある人については、平成26年度から平成28年度の月平均利用人数は増加傾向にあります（平成27年度から平成28年度の増加率 1.10倍）。また、今後、精神障がい者保健福祉手帳取得者の増加や、入院からの退院による地域移行者の利用等が想定されることから、平成28年度以降、毎年10人ずつの増加を見込み、月平均利用人数を算定しました。なお、利用時間総数については平成28年度の一人あたりの利用時間数をもとに算出しました。

障がいのある児童については、平成26年度から平成28年度の月平均利用人数はやや減少傾向にあります（平成27年度から平成28年度の増加率 0.76倍）、今後も一定の利用者を想定し、平成30年度以降は、平成28年度の月平均利用人数を基準として一定数を見込みました。なお、利用時間総数についても平成28年度の一人あたりの利用時間数をもとに算定しました。

(3) 重度訪問介護

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	37人	39人	41人	29人	33人	33人
	月平均 利用時間総数	4,181時間	4,407時間	4,633時間	3,821時間	3,634時間	3,714時間
知的障がい	月平均 利用人数	1人	1人	1人	-	1人	1人
	月平均 利用時間総数	230時間	230時間	230時間	-	99時間	161時間
精神障がい	月平均 利用人数	1人	1人	1人	-	0人	1人
	月平均 利用時間総数	120時間	120時間	120時間	-	0時間	27時間
合計	月平均 利用人数	39人	41人	43人	29人	34人	35人
	月平均 利用時間総数	4,531時間	4,757時間	4,983時間	3,821時間	3,733時間	3,902時間

重度訪問介護 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人については、平成26年度から平成28年度の月平均利用人数はほぼ横ばいとなっています（平成27年度から平成28年度の増加率 1.00倍）。重度障がい者の地域移行を加味し、平成28年度以降、毎年2人ずつの増加を見込みました。また、利用時間総数については、平成28年度における一人あたりの利用時間数をもとに見込量を算出しました。

知的障がいのある人、精神障がいのある人については、平成28年度の月平均利用人数はいずれも1人となっています。そのため、平成30年度以降もこれらの人が利用を継続するものと考え、月平均利用人数を1人と見込みました。なお、利用時間総数については、区分に基づいた平均的な利用時間数をもとに算出しました。

(4) 同行援護

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	65人	67人	69人	54人	57人	61人
	月平均 利用時間総数	1,820時間	1,876時間	1,932時間	1,529時間	1,552時間	1,710時間
児童	月平均 利用人数	1人	1人	1人	-	0人	0人
	月平均 利用時間総数	12時間	12時間	12時間	-	0時間	0時間
合計	月平均 利用人数	66人	68人	70人	54人	57人	61人
	月平均 利用時間総数	1,832時間	1,888時間	1,944時間	1,529時間	1,552時間	1,710時間

同行援護 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人については、平成 26 年度から平成 28 年度の同行援護の月平均利用人数はほぼ横ばいとなっています（平成 27 年度から平成 28 年度の増加率 1.07 倍）。また、ニーズ調査からは一定の利用ニーズがうかがえ、事業所意向調査では 2 事業所が新規開設の意向を示していることから、平成 28 年度以降、2 人ずつの増加を見込みました。なお、利用時間総数については、平成 28 年度の一人あたりの利用時間数をもとに算出しました。

障がいのある児童については、現在、本市には対象となる児童はいません。今後については、1 人の利用者を見込み、利用時間総数については、高校生の年代の移動支援の平均的な利用時間数を見込量として算定しました。

(5) 行動援護

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
知的障がい	月平均 利用人数	34人	40人	45人	25人	22人	25人
	月平均 利用時間総数	1,020時間	1,200時間	1,350時間	585時間	705時間	737時間
精神障がい	月平均 利用人数	1人	1人	1人	0人	0人	0人
	月平均 利用時間総数	30時間	30時間	30時間	0時間	0時間	0時間
児童	月平均 利用人数	3人	3人	3人	0人	2人	1人
	月平均 利用時間総数	36時間	36時間	36時間	0時間	17時間	21時間
合計	月平均 利用人数	38人	44人	49人	25人	24人	26人
	月平均 利用時間総数	1,086時間	1,266時間	1,416時間	585時間	722時間	758時間

行動援護 利用見込量算出の考え方

知的障がいのある人については、平成 27 年度から平成 28 年度の月平均利用人数は増加傾向にあります（平成 27 年度から平成 28 年度の増加率 1.14 倍）。また、ニーズ調査からは、一定の利用ニーズがうかがえ、地域移行者の利用も想定されます。加えて、事業所意向調査では、新規開設の意向が 4 事業所からあがっています。これらを踏まえて、平成 30 年度以降は、平成 28 年度の月平均利用人数を基準として毎年 1.13 倍の増加率を見込んだ上で、さらに地域移行者数の見込量を加え、行動援護の月平均利用人数の見込量を算定しました。また、利用時間総数については、平成 28 年度における一人あたりの利用時間数をもとに算出しました。

精神障がいのある人については、現在、本市には利用者はいません。今後は 1 人の利用者を見込み、利用時間総数は移動支援の平均的な利用時間数をもとに算出しました。

障がいのある児童については、平成 28 年度において月平均利用人数が 1 人となっていますが、ニーズ調査からは、一定の利用ニーズが見られるため、2 人の増加を見込みました。なお、利用時間総数については、高校生の年代における移動支援の平均的な利用時間数を見込量として算定しました。

(6) 重度障がい者等包括支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	月平均 利用時間総数	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
知的障がい	月平均 利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	月平均 利用時間総数	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
精神障がい	月平均 利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	月平均 利用時間総数	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
児童	月平均 利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	月平均 利用時間総数	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
合計	月平均 利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	月平均 利用時間総数	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

重度障がい者等包括支援 利用見込量算出の考え方

重度障がい者等包括支援については、現在、本市に利用対象者はいません。また、提供事業者の確保も難しいと考えられます。そのため、本計画においては、見込量はないものと算定しました。

今後、サービスの利用ニーズが生じた場合には、提供事業者の確保及び適切な支給に努めます。

(7) 短期入所

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	27人	29人	31人	19人	22人	23人
	月平均 利用日数総数	189人日	203人日	217人日	130人日	154人日	135人日
知的障がい	月平均 利用人数	45人	50人	55人	17人	26人	35人
	月平均 利用日数総数	315人日	350人日	385人日	171人日	219人日	211人日
精神障がい	月平均 利用人数	2人	2人	2人	1人	1人	2人
	月平均 利用日数総数	14人日	14人日	14人日	4人日	2人日	5人日
児童	月平均 利用人数	10人	12人	14人	5人	4人	6人
	月平均 利用日数総数	40人日	48人日	56人日	34人日	16人日	24人日
合計	月平均 利用人数	84人	93人	102人	42人	53人	66人
	月平均 利用日数総数	558人日	615人日	672人日	339人日	391人日	375人日

短期入所 利用見込量算出の考え方

ニーズ調査においては、短期入所の利用意向は一定うかがえ（18～39歳 17.7%、40～64歳 13.6%）、障がいの重度化や親の高齢化を見据えた上で、短期入所が地域生活を支える重要な資源となることが考えられます。現在、市内の短期入所事業所では利用の希望のある人すべてにサービスを供給することができておらず、市外の事業所を利用している場合も多く見られますが、事業所意向調査からは3事業所から短期入所の新規開設の意向がありました。

また、短期入所については、地域生活支援拠点等と言われる「一人暮らしやグループホーム等の体験の機会・場」としての機能も今後期待されます。利用意向はあがっていないものの、これから利用が必要となる人も潜在的に存在していることが考えられるため、平成26年度から平成28年度までの実績経過にこれらの状況を勘案し、見込量を算定しました。

身体障がいのある人については、平成26年度から平成28年度の月平均利用人数は増加傾向となっています（平成27年度から平成28年度の増加率 1.05倍）。平成28年度以降については、毎年2人ずつの増加を見込みました。また、利用日数総数については、平均的な利用日数をもとに見込量を算出しました。

知的障がいのある人については、平成26年度から平成28年度の月平均利用人数に大きな伸びが見られます（平成27年度から平成28年度の増加率 1.35倍）。また、先に述べた「一人暮らしやグループホーム等の体験の機会・場」は、知的障がいのある人において需要が高まることが予測されます。これらのことを踏まえて、平成28年度以降は毎年5人ずつの増加を見込みました。なお、利用日数総数については、平均的な利用日数をもとに見込量を算出しました。

精神障がいのある人については、平成28年度の月平均利用人数は2人であり、平成26年度から平成28年度の月平均利用者数はほぼ横ばいです。そのため、平成28年度の月平均利用人数を一定数として、平成30年度から平成32年度までの見込量を算定しました。また、利用日

数総数については、平均的な利用日数をもとに見込量を算出しました。

障がいのある児童については、平成 26 年度から平成 28 年度の推移も月平均利用者数はほぼ横ばいです。児童の短期入所については、今後、親からの自立に向けて利用ニーズが増加することが考えられるため、平成 28 年度以降、毎年 2 人ずつの増加を見込みました。また、利用日数総数については、平成 28 年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

(8) 共同生活援助

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	45人	51人	57人	26人	27人	33人
知的障がい	月平均 利用人数	153人	163人	173人	108人	121人	136人
精神障がい	月平均 利用人数	30人	32人	34人	27人	28人	28人
合計	月平均 利用人数	228人	246人	264人	161人	176人	197人

共同生活援助 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人、知的障がいのある人ともに、平成 26 年度から平成 28 年度の月平均利用人数に伸びが見られました(平成 27 年度から平成 28 年度の増加率 身体障がいのある人 1.22 倍、知的障がいのある人 1.12 倍)。今後、施設入所者の地域移行への働きかけなどにより共同生活援助の需要はさらに高まることが予測されます。また、事業所意向調査ではグループホームの新規開設の意向が 21 事業所からあがっており、そのうち 10 事業所は重度障がい（強度行動障がい、肢体不自由、医療的ケア等）に対応できるグループホームの開設を検討していました。これらを踏まえ、月平均利用人数の増加率等を加味し、平成 29 年度以降、身体障がいのある人については毎年 6 人ずつの増加を見込みました。また、平成 30 年度以降、知的障がいのある人については毎年 10 人ずつの増加を見込みました。

精神障がいのある人については、平成 26 年度から平成 28 年度の月平均利用人数は横ばいとなっています（平成 27 年度から平成 28 年度の増加率 1.00 倍）。今後、精神科病院からの退院等、地域移行者が共同生活援助を利用することが想定されるため、平成 30 年度以降、毎年 2 人ずつの増加を見込みました。

(9) 移動支援事業

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	190人	200人	210人	157人	214人	181人
	月平均 利用時間総数	27,170時間	28,600時間	30,030時間	23,225時間	21,961時間	25,863時間
知的障がい	月平均 利用人数	220人	225人	230人	199人	255人	214人
	月平均 利用時間総数	35,420時間	36,225時間	37,030時間	31,949時間	40,163時間	34,466時間
精神障がい	月平均 利用人数	55人	60人	65人	36人	61人	48人
	月平均 利用時間総数	4,235時間	4,620時間	5,005時間	2,228時間	6,372時間	3,694時間
児童	月平均 利用人数	35人	35人	35人	48人	75人	35人
	月平均 利用時間総数	2,520時間	2,520時間	2,520時間	3,776時間	12,173時間	2,797時間
合計	月平均 利用人数	500人	520人	540人	440人	605人	478人
	月平均 利用時間総数	69,345時間	71,965時間	74,585時間	61,178時間	80,669時間	66,820時間

移動支援事業 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人は、平成26年度から平成28年度にかけては月平均利用人数、利用時間総数ともに増加傾向にあります。これは計画相談支援の導入により、移動支援事業のサービス内容の浸透と利用支援が行われたことが理由として考えられます。

身体障がいのある人については、平成30年度以降、毎年10人ずつの増加を見込みました。利用時間総数については、平成28年度の一人あたりの利用時間数をもとに算出しました。

知的障がいのある人、精神障がいのある人については、平成30年度以降、毎年5人ずつの増加を見込みました。利用時間総数については、平成28年度の一人あたりの利用時間数をもとに算出しました。

障がいのある児童については、18歳に到達する児童数と新規に移動支援を利用する児童数がほぼ同数であることから、平成30年度以降は一定数を見込みました。利用時間総数については、児童一人あたりの平均的な利用時間数に基づいて算出しました。

2. 相談支援機能の充実

障がい福祉サービスの利用対象者の増加や、障がい福祉サービス及び地域相談支援を利用するすべての人への計画相談支援の給付等により、相談支援の利用ニーズは増加していることから、サービス提供基盤の整備を図り、すべての人に支援が行きわたるよう取り組みます。

また、虐待の防止及び虐待ケースへの対応、権利擁護、施設入所者の地域移行の促進、地域支援体制のコーディネート等、必要とされる各種専門機能が十分に発揮されるよう体制整備を図ります。

(1) 計画相談支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	57人	73人	90人	32人	41人	50人
知的障がい	月平均 利用人数	97人	129人	163人	37人	73人	80人
精神障がい	月平均 利用人数	94人	135人	182人	32人	58人	73人
難病	月平均 利用人数	1人	3人	4人	0人	0人	0人
児童	月平均 利用人数	1人	1人	1人	9人	1人	1人
合計	月平均 利用人数	250人	341人	440人	110人	173人	204人

※本表における月平均利用人数とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援が提供された人数の月ごとの平均を表しています。

計画相談支援 利用見込量算出の考え方

平成27年度以降、すべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援を利用できるよう働きかけ毎年およそ100人ずつ、計画相談支援の支給決定者を伸ばしました。とりわけ、精神障がいのある人の増加は際立っており、これは自立支援医療（精神通院）受給者の大幅な増大とも関連があると考えられます（自立支援医療（精神通院）受給者は毎年平均138.6人増加）。

計画相談支援の支給決定者について、平成26年度から平成28年度の増加率を踏まえ、平成30年度以降、身体障がいのある人は毎年10人ずつ、知的障がいのある人は毎年28人ずつ、精神障がいのある人は毎年60人ずつ、難病の人は毎年2人ずつ増加すると見込み、障がいのある児童については毎年3人を一定数として決めました。

その上で、平成32年度までにすべての在宅の計画相談支援利用者に3か月ごとのモニタリングが実施されることを目指し（施設入所者については1年ごと、児童については半年ごと）、段階的に利用見込量を算定しました。

(2) 地域移行支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	1人	2人	2人	0人	0人	1人
知的障がい	月平均 利用人数	1人	2人	2人	0人	1人	0人
精神障がい	月平均 利用人数	2人	2人	2人	2人	2人	1人
合計	月平均 利用人数	4人	6人	6人	2人	3人	2人

※地域移行支援は6か月を原則として支給されるため、本表の月平均利用人数は年間の総利用人数を2分の1にした数となります。

地域移行支援 利用見込量算出の考え方

平成28年度において、地域移行支援の利用実人員は、身体障がいのある人が1人、知的障がいのある人が0人、精神障がいのある人が1人となっています。

ニーズ調査においては、施設入所者及び入院患者の地域移行へのニーズが一定うかがえます。また、事業所意向調査においては、指定一般相談支援事業が3事業所、重度訪問介護が2事業所、行動援護が4事業所、共同生活援助が21事業所、新規開設の意向を示しています。また、共同生活援助の新規開設の意向がある事業所のうち10事業所は重度障がい（強度行動障がい、肢体不自由、医療的ケア等）に対応できる共同生活援助の開設を検討しています。

大阪府より示されている、身体障がいのある人及び知的障がいのある人の地域移行者数の成果目標が10人となっていることから、本市においては、平成32年度までに、身体障がいのある人5人、知的障がいのある人5人を月平均利用人数として見込みました。

なお、精神障がいのある人については、大阪府より示されている長期入院患者の退院数の成果目標が毎年4人となっていることを踏まえ、平成30年度以降、毎年2人ずつの月平均利用人数を見込量として算定しました。

(3) 地域定着支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	5人	5人	5人	2人	3人	1人
知的障がい	月平均 利用人数	5人	10人	15人	1人	2人	1人
精神障がい	月平均 利用人数	20人	25人	30人	17人	16人	6人
合計	月平均 利用人数	30人	40人	50人	20人	21人	8人

地域定着支援 利用見込量算出の考え方

現在、精神科病院からの退院や施設入所からの地域移行者が、主な支給決定の対象者となっています。しかし、地域定着支援の対象者が、居宅において単身で生活する障がいのある人、居宅において同居している家族等が障がい、疾病等のため緊急時の支援が見込まれない状況にある障がいのある人となっていること及び市内に指定一般相談支援事業所が増加したこと（平成 29 年度 4 事業所）今後、地域定着支援を必要とする障がいのある人すべてに利用が行きわたるよう目指していきます。

現在、地域定着支援の対象となる人について、身体障がいのある人が5人、知的障がいのある人が15人、精神障がいのある人が30人と見込んでおり、平成30年度から平成32年度に向けてすべての対象者が利用できるよう見込量を算定しました。

(4) 相談支援事業

【整備見込量】

	整備見込量			整備状況(参考)
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成28年度
障がい者相談支援事業	4か所	5か所	6か所	4か所
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施
住宅入居支援(居住サポート)事業	実施	実施	実施	実施

相談支援事業 整備見込量算出の考え方

障がい者相談支援事業は、平成28年度まで4か所に委託しています。平成30年度以降については、障がいのある人の福祉に関するさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用援助等の充実を図るため、毎年1か所ずつの増加を見込みました。

基幹相談支援センターについては平成30年度以降も設置し、基幹相談支援センター等機能強化事業も実施しながら、虐待の防止及び虐待ケースの対応、権利擁護、施設入所者の地域移行の促進、地域支援体制のコーディネート等、各種の専門機能が十分発揮されるよう取り組みます。

(5) 地域活動支援センター

【利用見込量】

	見込量等			実績値等（参考）		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実利用者数	136人	136人	136人	120人	119人	122人

地域活動支援センター 利用見込量算出の考え方

平成26年度から平成28年度までの月平均利用者数は概ね120人前後であり、ニーズは一定充足されていることがうかがえます。平成30年度以降は今後必要となる人を想定し、毎年136人を算定しました。

また、ニーズ調査においては、安心して過ごせる居場所を求める声が多くあがっており、仲間とともに活動的に過ごせる場所や安心してゆっくりと過ごせる居場所について、今後、検討していきます。

3. 障がい者自立支援協議会の再構築

本市の障がい者自立支援協議会は、本計画を策定する平成 29 年度をもって 10 年目を迎えます。設置された当初は支援費制度から障がい福祉サービスへの移行が大きなテーマであり、障がい福祉サービス提供基盤の構築と普及・浸透が主たる課題となっていました。

現在においては、地域生活支援拠点等の整備、施設入所者・入院患者の地域移行、障がいのある人の就労定着、医療的ケア児の支援、権利擁護などの地域課題が浮上しており、今後は各サービス種別を超えて、これらの諸問題を扱っていく場が必要といえます。

これらのことを踏まえ、障がい者自立支援協議会本会議の下部に各地域課題の検討の場である検討会議、支援者で構成された支援者実務者会議、当事者の会を設け、障がい者自立支援協議会を再構築し、地域の諸課題の解決と本計画の推進に向けて取り組みます。

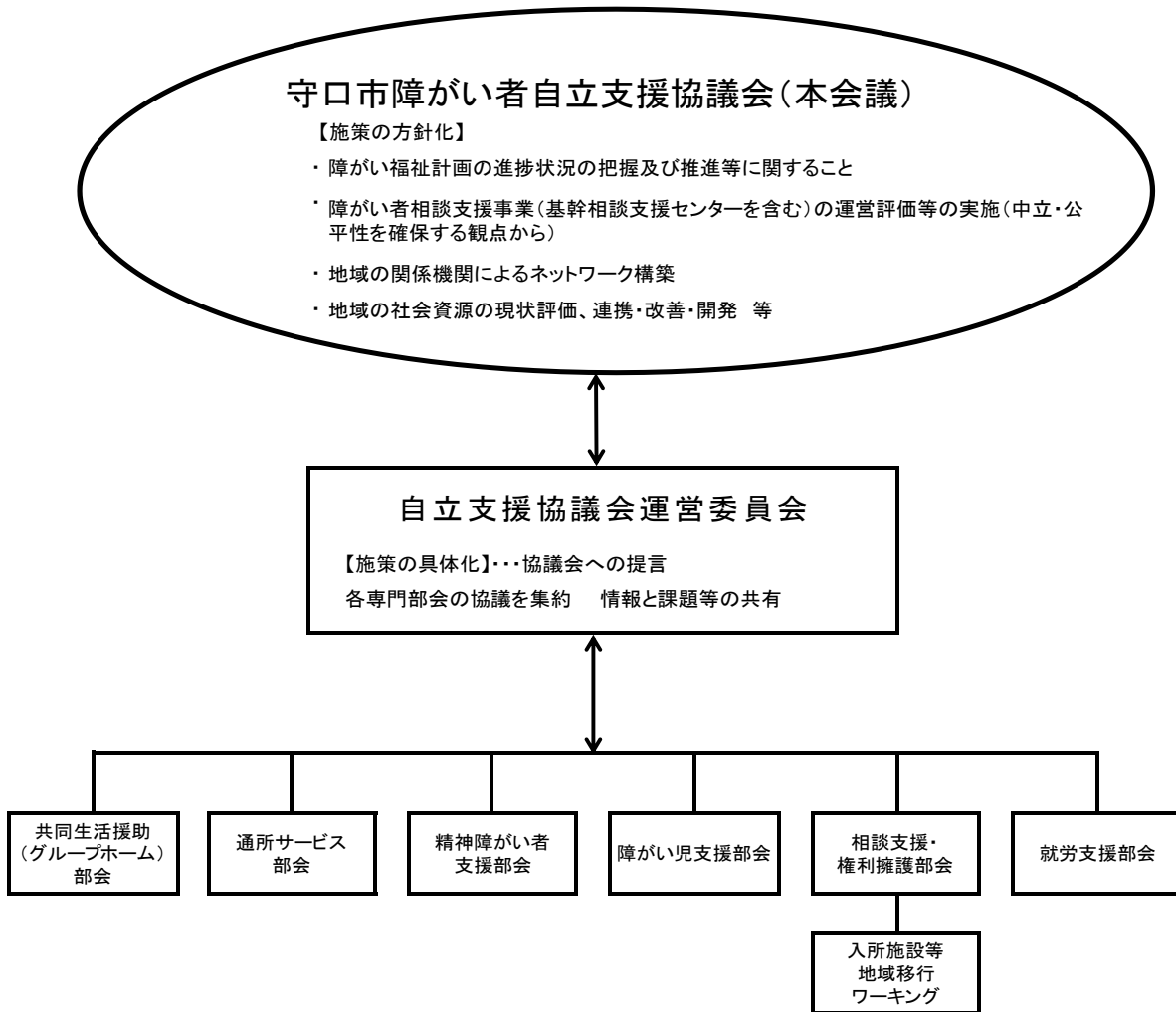
(1) 障がい者自立支援協議会の現状

本市の障がい者自立支援協議会は、平成 18 年度に「障害者自立支援法」が施行されたことに伴って設置され(平成 19 年 12 月)、本計画を策定する平成 29 年度をもって 10 年目を迎えます。

障がい者自立支援協議会は、本会議のもとに運営委員会を置き、下部に実務者による相談支援・権利擁護部会、就労支援部会、精神障がい者支援部会、通所サービス部会、グループホーム部会、障がい児支援部会の 6 つの専門部会を設置しています。また、相談支援・権利擁護部会、精神障がい者支援部会においては、地域移行促進のための作業グループとしてそれぞれにワーキンググループを設けています。

障がい者自立支援協議会の事務局は、市、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所が担っています。各専門部会で地域課題として浮かび上がった事案を、各専門部会の幹事・副幹事が運営委員会にて報告し、運営委員会の場で本会議に上げるべき事案を整理したうえで、事務局が本会議にて提起するという形態で運営しています。

障がい者自立支援協議会の体制



(2) 障がい者自立支援協議会の課題

障がい者自立支援協議会が設置された当初は、支援費制度から障がい福祉サービスへの移行が大きなテーマであり、障がい福祉サービス提供基盤の構築と普及・浸透が主たる課題となっていました。そのため、6つの専門部会も相談支援、就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援A型・B型)、通所系サービス(生活訓練、生活介護)、共同生活援助等、各種サービスの色彩が強くなっています。

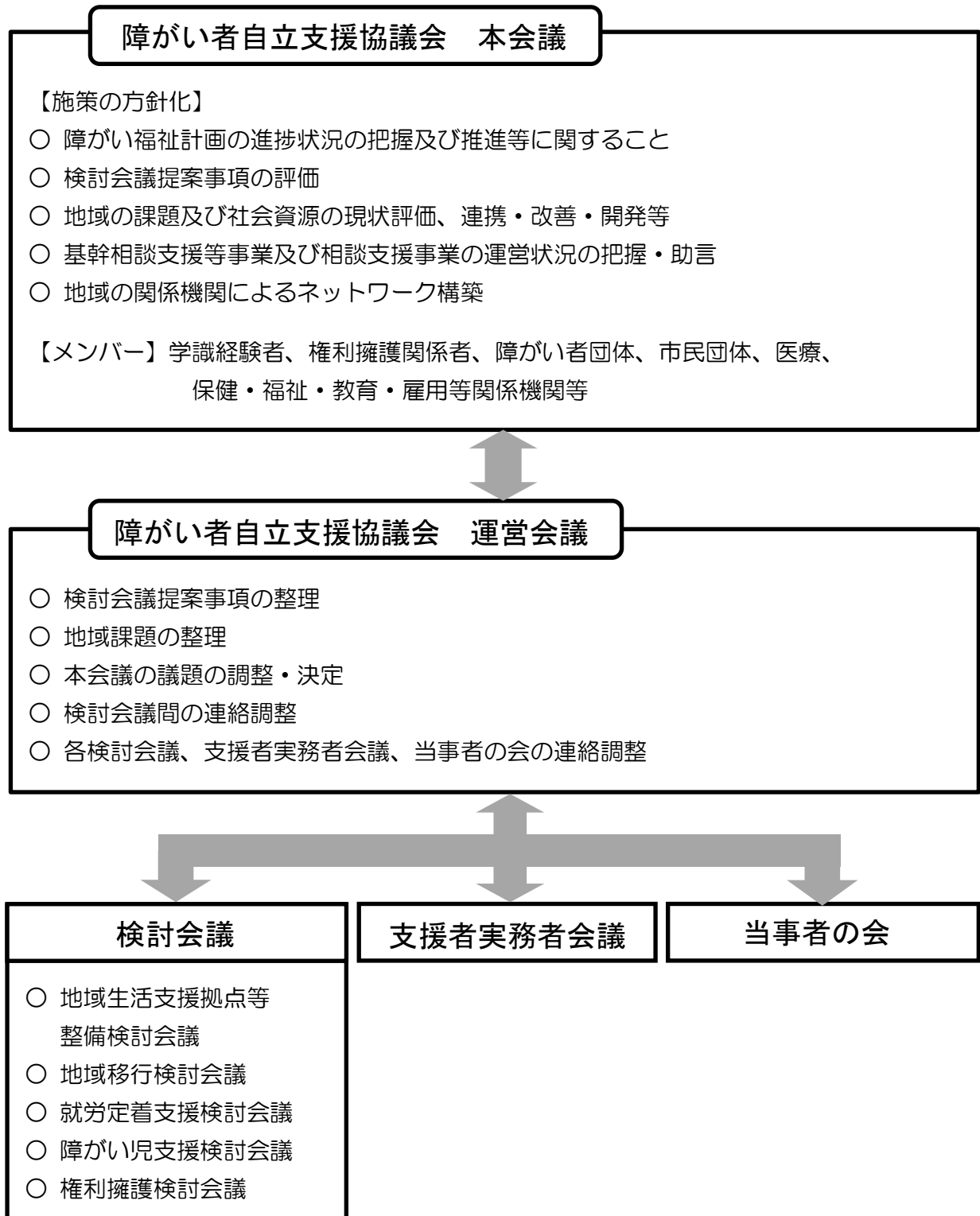
ニーズ調査からは、「障がいのある人が地域で生活していくために必要なこと」として、「障がい者が地域において安心して生活できるための在宅福祉サービスの充実」と答えた人も一定見られますが(30%代)、「相談支援体制の充実」や「経済的な援助の充実」を求める声も高く(「相談支援体制の充実」30~50%、「経済的な援助の充実」30~40%)、「安心して過ごせる居場所」という回答においては40~50%を占めていました。

また、各専門部会からは地域課題として様々な事案が提起されてはいるものの、解決に向けた取り組みを行う場は現在のところ明確化されていません。

これらのことから、今後は障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていくために、各障がい福祉サービスの充実のみならず、サービス種別を越えた地域の諸問題を扱っていく場が必要だと考えます。

(3) 障がい者自立支援協議会の再構築

① 再構築後の障がい者自立支援協議会の体制



本計画において、これまでの障がい者自立支援協議会を再構築し、本会議のもとに運営会議を設置し、下部に検討すべき専門分野別ごとの検討会議を設けます（以下、「検討会議」という。）。

本会議

本計画の進捗管理、検討会議提案事項の評価、地域の課題及び社会資源の現状評価及び連携・改善・開発に関すること、基幹相談支援等事業及び相談支援事業について、その中立・公平性を確保する観点から運営状況を把握し助言等を実施、また、地域の関係機関によるネットワーク構築等を実施します。

運営会議

これまでの事務局会議に相当し、次回の本会議にて扱う検討会議提案事項の整理や地域課題の整理、本会議の議題の整理・決定及び各検討会議、支援者実務者会議、当事者の会の連絡・調整を行います。

検討会議、支援者実務者会議、当事者の会

検討会議は本計画における取り組みに基づき、以下のようなテーマを設定しました。

- 地域生活支援拠点等の整備
- 地域移行（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を含む）
- 就労定着支援
- 障がい児支援（医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を含む）
- 権利擁護関係

なお、これら検討会議は課題が解決された場合は解散することができ、新たに課題が生じた際には新設することも可能です。

加えて、障がい福祉サービス提供事業者ごとに共同して取り組むべき課題がある場合は、障がい福祉サービスごとの「支援者実務者会議」を設置することや、当事者の声を拾う場として「当事者の会」を設置することも検討しています。

② 障がい者自立支援協議会の運営方法

事務局は市及び基幹相談支援センター等とします。これまでも専門部会にて課題となった事案については、事務局を介して本会議に提案していましたが、今後においては本計画の実効性を高めるため、各検討会議の代表者が本会議にて直接取り組みの実績報告を行い、障がい者自立支援協議会委員より評価・助言を受けます。各検討会議は、その評価・助言を受けて取り組みの改善を図り、さらなる課題の解決に向けて取り組みます。

なお、障がい者自立支援協議会の運営については、引き続き各関係機関と調整を図り、実施していきます。

4. 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者に地域移行へのニーズが一定見られ、また、第5期大阪府障がい福祉計画においては施設入所者の削減が成果目標として掲げられていることから、共同生活援助をはじめとした地域の受け入れ体制を整備し、地域生活への移行を推進します。

(1) 施設入所支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	35人	35人	34人	35人	37人	35人
知的障がい	月平均 利用人数	40人	40人	39人	41人	42人	41人
精神障がい	月平均 利用人数	0人	0人	0人	1人	0人	0人
合計	月平均 利用人数	75人	75人	73人	77人	79人	76人

【削減目標】

	目標値	実績値（参考）
	平成30年度～平成32年度	平成25年度～平成28年度
平成28年度末時点からの削減数	2人	7人

施設入所支援利用者の削減 目標値算出の考え方

平成28年度において、施設入所支援の利用実人員は、身体障がいのある人が35人、知的障がいのある人が41人、精神障がいのある人が0人となっています。

ニーズ調査においては施設入所者の地域移行へのニーズは一定見られ、事業所意向調査においては、共同生活援助の新規開設の意向が21事業所あり、そのうち10事業所は重度障がい（強度行動障がい、肢体不自由、医療的ケア等）に対応できる共同生活援助の開設を検討していることが分かりました。

大阪府より示されている施設入所者数削減の成果目標は1人となっていることを踏まえ、本市においては、平成32年度までに身体障がいのある人1人、知的障がいのある人1人の削減を目標値として見込みました。

(2) 地域移行者数

【目標値】

	目標値	実績値（参考）
	平成30年度～平成32年度	平成25年度～平成28年度
平成28年度末時点からの地域移行者数	10人	2人

地域移行者数 目標値算出の考え方

大阪府より示された施設入所者の地域移行の数値をもとに、第4期守口市障がい福祉計画の未達成者数を加味し、目標値を算定しました。

(3) 療養介護

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
重症心身障がい等	月平均 利用人数	16人	16人	16人	18人	17人	16人

療養介護 利用見込量算出の考え方

平成26年度から平成28年度の月平均利用人数に大きな増減は見られません。そのため、平成28年度の月平均利用人数を基準として、平成30年度から平成32年度までの月平均利用人数を一定数に見込みました。

5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5期大阪府障がい福祉計画の成果目標としても掲げられている「保健、医療、福祉関係者による協議の場」を、障がい者自立支援協議会の地域移行検討会議に設置し、地域移行を望む精神科入院患者への支援のあり方を検討するとともに、各種障がい福祉サービスの充実等を進め、精神障がいのある人の地域生活を支える体制を整備します。

(1) 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場

制度の概要

精神科に入院している患者のうち、地域移行の可能性のある患者について事例検討を行うとともに、より広域的な場での検討を要する課題を圏域や府の協議の場に提起することで、精神障がいのある人の地域生活を支える体制整備を図ります。

【整備目標】

	平成32年度
設置状況	設置

市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場 整備目標の考え方

障がい者自立支援協議会の地域移行検討会議において、精神障がいのある人の地域移行・地域定着支援に携わる各種関係機関が参集し、地域の中で精神障がいのある人が安定して暮らすことができるよう、支援のあり方や専門性向上を目指す「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を設置します。

(2) 自立生活援助（平成30年度より新設）

サービスの概要

障がい者支援施設や共同生活援助などを利用していた障がいのある人のうち、1人暮らしを希望する人等に対し、定期訪問による生活状況の確認や関係機関との連絡調整、利用者の要請に応じた電話・メールなどでの助言等を行います。

【利用見込量】

		見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がい	月平均 利用人数	5人	5人	5人
知的障がい	月平均 利用人数	5人	10人	15人
精神障がい	月平均 利用人数	20人	25人	30人
合計	月平均 利用人数	30人	40人	50人

自立生活援助 見込み量算出の考え方

大阪府の基本的な考え方では、地域移行支援、地域定着支援の利用者数や、施設入所者の意向調査等を勘案して設定することとされていることから、地域定着支援の利用見込量をもとに見込み量を算定しました。

6. 就労相談の充実

一般就労を希望する障がいのある人について、障害者就業・生活支援センターが中心となって関係機関の連携を進め、就労相談や職場実習等の体制を整えます。

精神障がいのある人を中心に、利用意向の増加が見られる就労移行支援や就労継続支援A型について、サービスの質の確保に向けて取り組むとともに、これらのサービスを必要とする人すべてに支援が行きわたるよう体制整備を図ります。

(1) 就労移行支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	6人	7人	8人	1人	2人	4人
	月平均 利用日数総数	97人日	113人日	130人日	17人日	19人日	65人日
知的障がい	月平均 利用人数	10人	10人	10人	8人	13人	10人
	月平均 利用日数総数	180人日	180人日	180人日	153人日	236人日	179人日
精神障がい	月平均 利用人数	60人	80人	100人	7人	15人	22人
	月平均 利用日数総数	960人日	1,280人日	1,600人日	122人日	224人日	346人日
合計	月平均 利用人数	76人	97人	118人	16人	30人	36人
	月平均 利用日数総数	1,237人日	1,573人日	1,910人日	292人日	479人日	590人日

就労移行支援 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人については、平成26年度から平成28年度にかけて、毎年、数人ずつ月平均利用人数の増加が見られます。そのため、平成28年度以降、1人ずつの増加を見込みました。また、利用日数総数については、平成28年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

知的障がいのある人については、平成27年度より就労継続支援B型利用の経過措置が終了したこともあり、平成26年度に比較して平成27年度以降、数人の伸びが見られました。就労アセスメント利用のための支給決定も含めて、平成30年度以降は毎年10人を見込量として算定しました。また、利用日数総数については、平成28年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

精神障がいのある人については、平成26年度から平成28年度にかけて、月平均利用人数に大きな伸びが見られました（平成27年度から平成28年度の増加率 1.47倍）。この理由としては、障害者雇用促進法の改正により、精神障がいのある人が雇用義務の対象とされたことなどから、一般就労を目指す精神障がいのある人が増加したことや、市内の就労移行支援事業所が増加したことなどが考えられます（平成26年度1事業所から平成29年度11事業所に増加）。これらのことを踏まえ、今後も潜在的に就労移行支援を必要としていた人が実利用に結びつくこと

を想定し、平成 30 年度以降、毎年 20 人ずつの増加を見込みました。また、利用日数総数については、平成 28 年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

(2) 就労継続支援 A 型

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	20人	23人	26人	5人	12人	15人
	月平均 利用日数総数	400人日	460人日	520人日	100人日	227人日	292人日
知的障がい	月平均 利用人数	36人	42人	48人	13人	18人	24人
	月平均 利用日数総数	684人日	798人日	912人日	260人日	342人日	454人日
精神障がい	月平均 利用人数	46人	52人	58人	12人	22人	34人
	月平均 利用日数総数	828人日	936人日	1,044人日	217人日	375人日	601人日
合計	月平均 利用人数	102人	117人	132人	30人	52人	73人
	月平均 利用日数総数	1,912人日	2,194人日	2,476人日	577人日	944人日	1,347人日

就労継続支援 A 型 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人については、平成 26 年度から平成 28 年度の月平均利用人数は増加傾向にあるため、平成 30 年度以降、毎年 3 人ずつの増加を見込みました。また、利用日数総数については、平成 28 年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

知的障がいのある人については、平成 26 年度から平成 28 年度の月平均利用人数は毎年 5～6 人ずつの伸びが見られることから、平成 28 年度以降、毎年 6 人ずつの増加を見込みました。また、利用日数総数については、平成 28 年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

精神障がいのある人については、平成 26 年度から平成 28 年度の月平均利用人数に大きな伸びが見られました（平成 27 年度から平成 28 年度の増加率 1.55 倍）。平成 28 年度以降は、平成 28 年度以降、毎年 6 人ずつの増加を見込みました。また、利用日数総数については、平成 28 年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

(3) 就労継続支援B型

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	35人	35人	35人	34人	35人	33人
	月平均 利用日数総数	630人日	630人日	630人日	634人日	665人日	599人日
知的障がい	月平均 利用人数	170人	170人	170人	156人	157人	166人
	月平均 利用日数総数	3,230人日	3,230人日	3,230人日	2,976人日	3,006人日	3,127人日
精神障がい	月平均 利用人数	80人	80人	80人	65人	73人	76人
	月平均 利用日数総数	1,040人日	1,040人日	1,040人日	825人日	944人日	951人日
合計	月平均 利用人数	285人	285人	285人	255人	265人	275人
	月平均 利用日数総数	4,900人日	4,900人日	4,900人日	4,435人日	4,615人日	4,677人日

就労継続支援B型 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人については、平成26年度から平成28年度の月平均利用人数がほぼ横ばいであることから（平成27年度から平成28年度の増加率 0.94倍）、平成30年度以降においても大きな伸びはなく、一定数となるものと見込み、毎年35人と算定しました。また、利用日数総数については、平成28年度における一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

知的障がいのある人については、平成27年度から平成28年度の月平均利用人数はほぼ横ばいであり（平成27年度から平成28年度の増加率 1.06倍）、支援学校高等部卒業生の新規利用や就労移行支援・就労継続支援A型からの移行者等も含め、ニーズはほぼ一定であると考えられます。そのため、平成30年度以降は毎年170人を見込量として算定しました。また、利用日数総数については、平成28年度における一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

精神障がいのある人については、平成27年度に精神障がいのある人を主たる対象とした事業所が開設されたことにより、平成26年度から平成27年度にかけて月平均利用人数に伸びが見られましたが、それ以降はほぼ横ばいとなっています（平成27年度から平成28年度の増加率 1.04倍）。そのため、平成30年度以降においても大幅な伸びはなく、一定数となるものと見込み、毎年80人を算定しました。また、利用日数総数については、平成28年度における一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

(4) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	5人	5人	5人	1人	2人	3人
	月平均 利用日数総数	65人日	65人日	65人日	19人日	40人日	38人日
知的障がい	月平均 利用人数	10人	10人	10人	11人	14人	9人
	月平均 利用日数総数	140人日	140人日	140人日	189人日	229人日	126人日
精神障がい	月平均 利用人数	12人	13人	14人	17人	13人	10人
	月平均 利用日数総数	132人日	143人日	154人日	217人日	123人日	106人日
合計	月平均 利用人数	27人	28人	29人	29人	29人	22人
	月平均 利用日数総数	337人日	348人日	359人日	425人日	392人日	270人日

自立訓練（機能訓練・生活訓練） 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人とともに、平成26年度から平成28年度の自立訓練（機能訓練・生活訓練）の月平均利用人数に大きな増減はなく一定の利用実績が見られます。

ニーズ調査からも一定の利用ニーズが見られることに加え、今後、高次脳機能障がい等、施策の谷間にあるといわれる人の利用の増加が想定されること及び地域移行者の利用数等を加味し、平成30年度から平成32年度までの月平均利用人数を算定しました。また、利用日数総数については、平成28年度の一人あたりの平均利用日数をもとに算出しました。

(5) 生活介護

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	月平均 利用人数	140人	140人	140人	141人	145人	138人
	月平均 利用日数総数	2,520人日	2,520人日	2,520人日	2,479人日	2,080人日	2,499人日
知的障がい	月平均 利用人数	170人	170人	170人	157人	163人	167人
	月平均 利用日数総数	3,400人日	3,400人日	3,400人日	3,049人日	1,846人日	3,302人日
精神障がい	月平均 利用人数	12人	12人	12人	6人	10人	11人
	月平均 利用日数総数	108人日	108人日	108人日	60人日	81人日	95人日
合計	月平均 利用人数	322人	322人	322人	304人	318人	316人
	月平均 利用日数総数	6,028人日	6,028人日	6,028人日	5,588人日	4,007人日	5,896人日

生活介護 利用見込量算出の考え方

第4期守口市障がい福祉計画においては、日中活動系サービスの月平均利用人数の増加及び提供事業者の確保を目標として掲げていましたが、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人ともに、平成26年度から平成28年度的生活介護の月平均利用人数はほぼ横ばいとなっており（平成27年度から平成28年度の増加率：身体障がいのある人0.95倍、知的障がいのある人1.02倍、精神障がいのある人1.10倍）、利用ニーズ及び提供事業者数は安定していると考えられます。

よって、平成30年度から平成32年度までの月平均利用人数の見込量は、平成28年度の月平均利用人数の実績を基準として一定数を算定しました。また、利用日数総数については、平成28年度の一人あたりの平均利用日数をもとに算出しました。

(6) 就労移行支援の利用

【目標値】

	目標値	実績値（参考）
	平成32年度末	平成28年度末
就労移行支援の月平均利用人数	118人	36人

就労移行支援の利用 目標値算出の考え方

本計画では、平成32年度末における就労移行支援の利用者数を118人と見込みました。大阪府の基本指針では、平成32年度末における利用者数を平成28年度末の利用者数の1.2倍以上とすることとされています。本計画の見込量は平成28年度末の利用者数36人の3.3倍にあたり、これを満たします。

(7) 福祉施設（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練、生活介護）利用から一般就労への移行

【目標値】

	目標値	実績値（参考）
	平成32年度	平成28年度
福祉施設利用から一般就労への移行者数	34人	24人

福祉施設の利用から一般就労への移行者数 目標値算出の考え方

平成28年度において、福祉施設の利用者から一般就労への移行者は24人となっており、すべて就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型からの移行者です。

ニーズ調査においては、働いていない理由に障がいや病気、自分に合う仕事がないこと、働くことへの不安を挙げる人が多い一方、今後の働き方として一般就労を望む回答も多く見られました（18～39歳において3障がいともに60%以上）。

北河内西障害者就業・生活支援センターによる職場見学や職場実習の機会の提供に加え、就労移行支援事業所の増加、就労定着支援事業の創設を踏まえ、今後も福祉施設から一般就労への移行

者が増加すると想定し目標値を算出しました。

大阪府の基本指針では平成 32 年度末における福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 28 年度の移行者数の 1.3 倍以上とすることとされています。これは、平成 28 年度末における移行者数 24 人の 1.4 倍にあたります。

(8) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【目標値】

	目標値	実績値(参考)
	平成32年度	平成28年度
就労移行率が3割以上の 就労移行支援事業所の割合	50%	22.2%

就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合 目標値算出の考え方

大阪府の基本的な考え方では、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を平成 32 年度末時点で全体の5割以上にすることとされているため、目標値を算定しました。

7. 職場への定着支援

今後の働き方として一般就労を望む障がいのある人は多く、また、障害者雇用促進法の改正や就労移行支援事業所の増加により、一般就労への移行者数には増加が見込まれます。障がいのある人の職場定着に向けて、障害者就業・生活支援センターや就労定着支援事業所等による、就業面及び生活面の支援が提供されるよう体制整備を図ります。

また、併せて就労継続支援等の障がい福祉サービス利用者の工賃向上に向けた取り組みを推進します。

(1) 就労定着支援（平成30年度より新設）

サービスの概要

生活介護、自立訓練、就労継続支援または就労移行支援を利用して一般就労に移行した障がいのある人に対し、就労をきっかけに生じた金銭管理や体調管理など、生活面の課題解消に向けた相談や、関係機関との連絡調整を行います。

【利用見込量】

	見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月平均利用人数	28人	51人	92人

就労定着支援 利用見込量算出の考え方

平成29年度における「福祉施設から一般就労への移行」利用見込量をもとに、平成30年度から平成32年度まで毎年28人の新規利用者を見込みました。就労定着支援の標準利用期間は3年間であることから、平成31年度以降は前年度の利用者数に定着率80%を乗じた数を加えて算出しました。

(2) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

【目標値】

	目標値	実績値（参考）
	平成32年度	平成28年度
就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	9,881円	8,152円

就労継続支援B型事業所の工賃 目標値算出の考え方

市内の就労継続支援B型事業所から提出された工賃向上計画に基づき、目標額を算定しました。

(3) 工賃向上に向けての取り組み

【調達実績】

	実績値（参考）		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市等による調達実績	136,800円	331,250円	344,186円

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。）に基づき、市及び関連する施設等においては、障がいのある人の働く企業や事業所からの物品等の購入を推進しています。平成 26 年度以降、調達実績は毎年増加しており、今後についても前年度を上回る実績となるよう着実に取り組んでいきます。

また、平成 29 年 8 月より、庁舎内において、就労継続支援 A 型及び B 型事業所、生活介護事業所が製作した物品を販売する「ふれあいのお店」を実施しています。今後も、物品の販売場所として庁舎の会議室等を提供することで、市民による購入の機会を増やすとともに、障がいのある人の就労に対する理解を広め、工賃の向上を図ります。

(4) 就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率

【目標値】

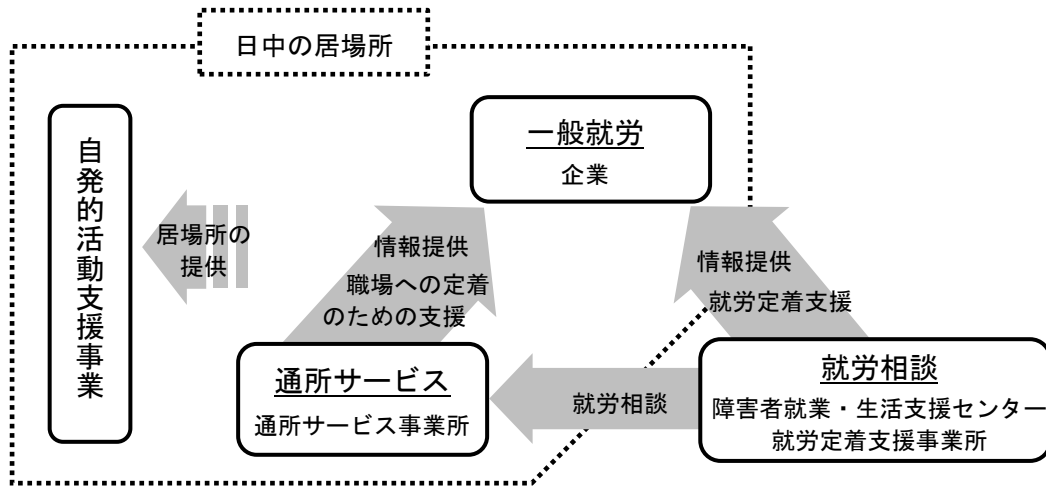
	目標値	
	平成31年度	平成32年度
就労定着支援事業による支援開始1年後就労定着率	80%以上	80%以上

就労定着支援事業所による支援開始 1 年後の職場定着率 目標値算出の考え方

大阪府の基本的な考え方では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることとされていることから、目標値を算定しました。

(5) 一般就労する障がいのある人等への支援について

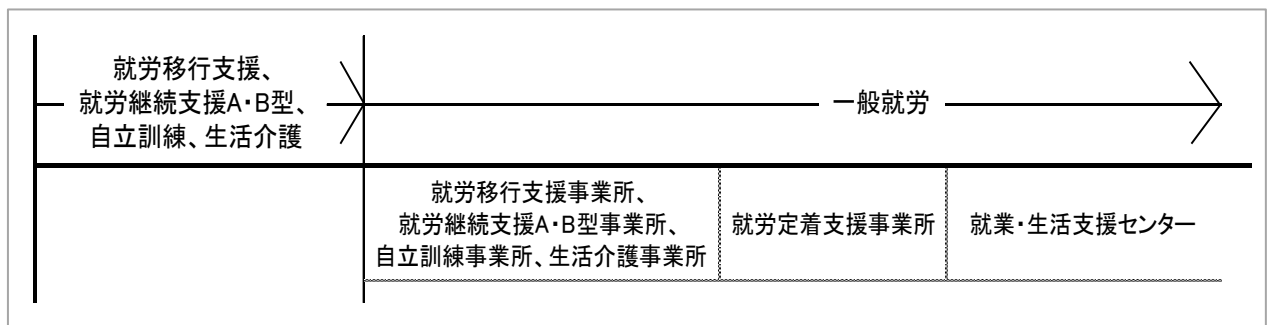
① 就労支援体制



※ 通所サービスとは、障がい福祉サービスのうち就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練、生活介護を指します。

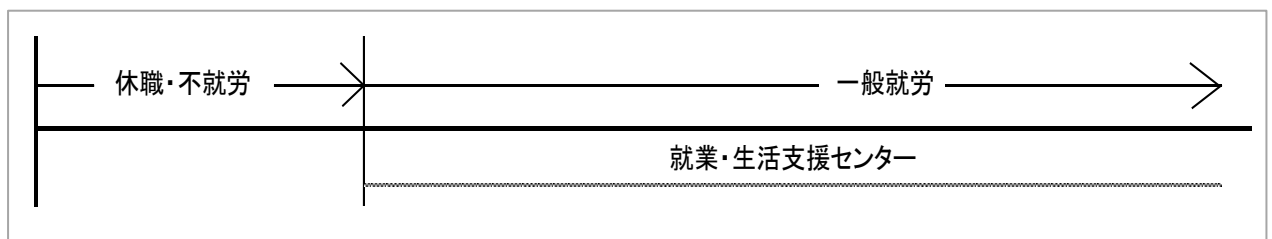
② 障がいのある人に対する就労支援の流れ

通所サービスを利用し、一般就労に移行した場合



就職後最初の6か月は、通所サービス事業所が職場定着に向けた相談対応を行います。通所サービス事業所による支援の終了後は、就労定着支援事業所が支援を引き継ぎ、金銭管理や体調管理など就職に伴い生じた生活上の課題や、職場での対人関係について必要な相談・助言を行います。

通所サービスの利用なく、一般就労に移行した場合



障害者就業・生活支援センターが金銭管理、体調管理など就職に伴い生じた生活上の課題や、職場での対人関係について必要な相談・助言を行います。

③ 事業種別ごとの役割

通所サービス事業所

障害者就業・生活支援センター等と連携し、就職後最初の6か月間、一般就労に移行した利用者が円滑に職場に定着できるよう相談や助言を行います。また、障がいのある人を雇用する企業に対し、それぞれの障がい特性に応じた支援のあり方について助言を行い、職場において適切な支援が提供されるよう関係調整を図ります。

就労定着支援事業所

通所サービス事業所における支援の終了後、職場への定着支援を引き継ぎます。一般就労に移行した障がいのある人に対し、就職後7か月目から3年間、月1回以上面談し、金銭管理や体調管理など就職に伴い生じた生活上の課題や、職場での対人関係について必要な相談・助言を行います。また、原則として月1回以上雇用先の企業を訪問し、それぞれの障がい特性に応じた支援のあり方について助言を行い、職場において適切な支援が提供されるよう関係調整を図ります。

障害者就業・生活支援センター

通所サービスの利用なく一般就労した場合や就労定着支援事業所における支援の終了後に、障がいのある人に対し、金銭管理、体調管理など就職に伴い生じた生活上の課題や職場での対人関係について必要な相談・助言を行います。また、障がいのある人を雇用する企業に対し、それぞれの障がい特性に応じた支援のあり方についての助言を行い、職場において適切な支援が提供されるよう関係調整を図ります。また、就労定着支援事業所等が企業への支援を行う際、より専門的な知識を要する場合には各事業所に対して必要な情報提供等の支援を行います。

自発的活動支援事業による居場所

障がいのある人が一般就労する場合、徐々に仕事に慣れることなどを目的として短時間や少ない日数から働き始めることが多く、また、通所サービスを利用する場合においても、1日の利用が終わった後家族が帰宅するまでの時間を持て余すことがあります。買い物でお金を浪費したり昼夜逆転の生活に陥ったりして、就労や通所に悪影響が生じることもあり、支援において大きな課題となってきました。

このように就労や通所先以外に行き場のない障がいのある人に対して、自発的活動支援事業の活用により、安心して過ごせる場所を提供します。また、障がいのある人たちが自由に情報交換できる場として活用し、就労・通所に伴う悩みの共有や、課題の解決を図ります。

8. 児童発達支援センターの充実

障がいのある児童の支援にあたっては、障がいの早期発見・早期療育をはじめ、成長に応じた切れ目のない支援、障がいのある児童もない児童もともに学び育つ環境の整備、療育的支援の資質の向上が必要です。

今後、福祉型児童発達支援センター「守口市立わかかくさ・わかすぎ園」が本市の療育・相談支援において中核的な役割を担い、各種関係機関と協働のもと、障がいのある児童に向けて切れ目のない支援の提供や、障がいのある児童が地域の中で健やかに成長していくことができる環境の整備に向けて取り組めます。

(1) 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援

【整備目標】

	目標値	実績値(参考)
	平成32年度	平成28年度
児童発達支援センターの実施事業所	1か所	1か所
保育所等訪問支援の実施事業所	1か所	1か所

児童発達支援センター 目標値算出の考え方

平成24年度より福祉型児童発達支援センター「守口市立わかかくさ・わかすぎ園」を設置し、市内における障がいのある児童に対して、専門的な療育及び理学療法・作業療法・言語療法・音楽療法の訓練を実施するとともに、障がいのある児童を育てる保護者の悩みや不安に寄り添い助言・指導を提供する相談支援を実施してきました。

平成26年度から平成28年度にかけて児童発達支援の利用者が飛躍的に増加していることや、市内に当該サービスを運営する民間事業者が増加していることなどから、今後は「守口市立わかかくさ・わかすぎ園」が本市における療育・相談支援の中核としてその機能を十分に発揮し、本市の療育的支援の資質向上に取り組んでいきます。

また、ニーズ調査においては、切れ目のない支援の提供について「進んでいると思わない」と答えた事業所が28.1%に及んでいることが分かりました。障がいのある児童の支援にあたっては、障がいの早期発見・早期療育をはじめ、成長に応じた適切な支援の提供が求められます。今後も「守口市立わかかくさ・わかすぎ園」が児童発達支援センターとして主体となり、市民保健センター、守口保健所、市内認定こども園、教育関係機関等、各種関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援の提供に向けて取り組んでいきます。

保育所等訪問支援 目標値算出の考え方

平成24年度より「守口市立わかかくさ・わかすぎ園」において実施しています。

ニーズ調査からは、「学校・園の生活(通学)で困ること」について、小学校・中学校は「園で

の活動や学校の授業についていけない」が最も多く（約 32%）、「先生の配慮や生徒たちの理解が得られない」「友だちができない」も就学前・小学校・中学校・高校すべてにおいて 10～20% ほど見られました。

障がいのある児童が地域の中で安心して暮らすには、障がいのある児童もない児童とともに学び育つ環境の整備が不可欠です。今後、保育所等訪問支援を必要とするすべての障がいのある児童に当該サービス提供し、地域における健やかな成長の機会を支援します。

9. 施策の谷間にある児童への支援に向けての連携

これまで施策の谷間にあると言われていた重症心身障がい児や医療的ケア児について、療育的支援を提供することができる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を増設し、重症心身障がい児及び医療的ケア児の支援体制の整備と充実に向けて取り組みます。

また、第1期大阪府障がい児福祉計画の活動指標としても掲げられている、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児がそれぞれの障がい特性に応じた適切な支援を受けることができるよう取り組みます。

(1) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

【確保目標】

	目標値	実績値（参考）
	平成32年度	平成28年度
児童発達支援事業所	6か所	1か所
放課後等デイサービス事業所	7か所	3か所

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 目標値算出の考え方

現在、本市において、児童発達支援は1事業所、放課後等デイサービスは3事業所が重症心身障がい児の受け入れを行っています。

事業所意向調査において、5事業所が重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所の新規開設を検討しており、4事業所が重症心身障がい児を対象とする放課後等デイサービス事業所の新規開設を検討していることを踏まえて、平成32年度の目標値を算定しました。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【配置目標】

	目標値		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター 配置人数	1人	1人	1人

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 目標値算出の考え方

医療的ケア児について専門的な知識を有し、各種の関連分野との連絡調整を行うコーディネーターの配置に向けて、障がい者自立支援協議会の障がい児支援検討会議における「医療的ケア児のための協議の場」において検討していきます。

10. 医療的ケア児のための協議の場

第1期大阪府障がい児福祉計画の成果目標としても掲げられている「医療的ケア児のための関係機関の協議の場」を、障がい者自立支援協議会の障がい児支援検討会議に設置し、医療的ケア児の支援に携わる保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の各種関係機関の連携のもと、医療的ケア児に向けた支援のあり方の検討や専門性の向上を目指し、医療的ケア児の安定した地域生活を保障する体制整備を図ります。

(1) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場 制度の概要

医療的ケア児が地域において適切な支援を受けることができるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携をとるための協議の場を設置し、医療的ケア児の安定した地域生活を保障する体制整備を図ります。

【整備目標】

	平成30年度
設置状況	設置

医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の整備目標の考え方

障がい者自立支援協議会の障がい児支援検討会議において、医療的ケア児の支援に携わる各種関係機関が参集し、地域の中で医療的ケア児が安定して暮らすことができるよう、支援のあり方や専門性向上を目指す「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」を設置します。

また、障がいのある児童の支援にあたっては、可能な限り早期から成人に至るまでライフステージに応じた切れ目のない相談支援の提供が望まれることから、各種関係機関の連携を強化する「一貫した相談支援体制の構築のための協議の場」を設置します。

なお、事業所意向調査においては、重症心身障がい児を対象とする事業所開設を予定していない事業所から「専門的な知識を有するものがない、設備が整っていない、人材確保が難しい」等の理由があがっていました。今後、これらの協議の場を活用しながら、重症心身障がい児や医療的ケア児の支援体制の構築とサービス提供基盤の整備に向けて取り組んでいきます。

1 1. 療育の向上、担保

児童発達支援、放課後等デイサービスについてはサービス提供事業所の専門性及び資質の向上を図り、保育所等訪問支援、平成 30 年度より新設される居宅訪問型児童発達支援についてはサービス提供基盤を整備することにより、これらのサービスを必要とする児童すべてに支援が行きわたるよう取り組みます。

(1) 児童発達支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児童	月平均 利用人数	113人	128人	145人	55人	56人	88人
	月平均 利用日数総数	1,243人日	1,408人日	1,595人日	633人日	689人日	973人日

児童発達支援 利用見込量算出の考え方

平成 26 年度から平成 27 年度にかけては、月平均利用人数はほぼ横ばいとなっていますが、平成 27 年度から平成 28 年度にかけては大幅な増加が見られます（平成 27 年度から平成 28 年度の増加率 1.57 倍）。この理由としては、平成 27 年度までは福祉型児童発達支援センター「守口市立わかくさ・わかすぎ園」の利用児が児童発達支援利用児の大半を占めていたものが、平成 28 年度以降、民間の事業者の新規参入が増加したことにより、月平均利用人数も大きく伸びたものと考えられます。

また、ニーズ調査においては児童発達支援の利用意向は高く（24.0%）、事業所意向調査においては 8 事業所が新規開設の意向を示しており、そのうち 5 事業所が重症心身障がい児対応を検討していることが分かりました。

加えて、平成 29 年度より始まった「守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例」が一部改正されたことによる幼児教育・保育料の無償化に伴う「守口市児童発達支援等利用者負担給付金」の開始によって、より一層、利用が促進されることが予測されます。

なお、守口市子ども・子育て会議では、障がいのある児童の豊かな育ちと学びを支える体制整備の検討を行い、療育支援の量的な拡大や専門性等質の向上についての提言があがっています。そのため、今後、サービスの利用は増加すると考えられます。

これらのことを踏まえ、平成 30 年度以降、毎年 1.13 倍の増加率を見込み、見込量を算定しました。また、利用日数総数については、平成 28 年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

(2) 医療型児童発達支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児童	月平均 利用人数	1人	1人	1人	0人	0人	0人
	月平均 利用日数総数	23人日	23人日	23人日	0人日	0人日	0人日

医療型児童発達支援 利用見込量算出の考え方

現在、本市には医療型児童発達支援の事業所はありませんが、医療的ケアが必要な児童については福祉型児童発達支援センター「守口市立わかさ・わかすぎ園」で受け入れを行っています。

そのため、今後、他市における医療型児童発達支援の利用を想定し、平成30年度以降は1人の月平均利用人数を見込みました。また、利用日数総数については、平均的な利用日数をもとに見込量を定めました。

(3) 放課後等デイサービス

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児童	月平均 利用人数	250人	270人	290人	93人	124人	174人
	月平均 利用日数総数	3,000人日	3,240人日	3,480人日	822人日	1,290人日	2,104人日

放課後等デイサービス 利用見込量算出の考え方

平成26年度から平成28年度にかけて、月平均利用人数に大きな伸びが見られます（平成27年度から平成28年度の増加率 1.40倍）。この理由としては、本市において民間の事業者の新規参入が大幅に増加したことが考えられます。

また、ニーズ調査においては放課後等デイサービスの利用意向は高く（34.7%）、事業所意向調査においても4事業所が重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービスの新規開設を検討していることが分かりました。

平成24年度より放課後等デイサービスが開始されてから、利用者数は年々増加傾向にありますが、今後は必要とする児童すべてに支給が行き渡り、増加率は安定してくることが予測されます。

平成26年度から平成28年度までの増加率を踏まえた上で、平成30年度以降は毎年20人ずつの増加を見込みました。また、利用日数総数については、平成28年度の一人あたりの利用日数をもとに算出しました。

(4) 保育所等訪問支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児童	月平均訪問回数	12回	12回	12回	1回	2回	2回

※保育所等訪問支援は3か月、月2回を原則として支給されます。月平均訪問回数は年間総利用者数（23人）に1か月あたりの利用回数（2回）と利用期間（3か月）を乗じ、12分の1にした数となります。

保育所等訪問支援 利用見込量算出の考え方

平成26年度から平成28年度の訪問回数の実績は1～2回となっていますが、ニーズ調査においては2.4%が保育所等訪問支援事業を利用しており、13.8%が今後利用を希望しています（回答数が167人のため、現在の利用者は4人、利用希望者は23人となります）。

そのため、平成30年度以降、23人が保育所等訪問支援を利用するものとして見込量を算定しました。

(5) 居宅訪問型児童発達支援（平成30年度より新設）

サービスの概要

重症心身障がいなどの重度障がいにより児童発達支援事業等を利用するための外出が著しく困難な児童について、居宅を訪問し日常生活における基本的な指導や知識技能を付与するための支援を行います。

【見込量】

		見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童	月平均訪問回数	5回	5回	5回

居宅訪問型児童発達支援 利用見込量算出の考え方

重症心身障がい児のうちサービスの対象となりうる児童の人数をもとに算出しました。今後、児童発達支援センター等において、当該サービスを必要とする児童すべてに支援が行きわたるよう取り組みます。

(6) 障がい児相談支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児童	月平均 利用人数	65人	74人	83人	9人	23人	34人

障がい児相談支援 利用見込量算出の考え方

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅型児童発達支援を利用するすべての児童が障がい児相談支援を利用するものとし、平均的なモニタリング期間が6か月ごととなっていることを踏まえて見込量を算定しました。

12. 高齢化に伴う支援のあり方の検討

障がいのある人が高齢になっても、住みなれた地域で安定して生活し続けるためには、ライフステージに応じて可能な限り切れ目のない支援の提供が必要です。

新設される「共生型サービス」は、介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくすることなどにより、障がいのある人が介護保険適用年齢に至っても使い慣れた事業所を利用しやすくすることを目指すサービス提供体制です。

今後も「共生型サービス」との連携を図りながら、介護保険適用年齢に到達した障がいのある人のサービス基盤整備と充実に向けて取り組んでいきます。

(1) 現状と課題

これまで障がい福祉サービスを利用していた障がいのある人が介護保険適用年齢に到達した際、介護保険優先の原則のもとでは、使い慣れた障がい福祉サービス事業所を利用できなくなるといったケースがあり、見直しの必要性が指摘されています。

また、ニーズ調査における事業所アンケートからは、利用者の高齢化に伴う課題として「65歳を境に利用できなくなるサービスがある」と答えた事業所が69.6%あり、障がい者団体アンケートからは、高齢になっても同様のサービス利用の継続を希望する声が多くあがっていました。

(2) 共生型サービスの創設について

共生型サービスとは、障がいのある人が介護保険適用年齢になっても使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくすることや、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うといった観点から、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がいのある人及び児童がともに利用できるサービスを創設するというものです。

障がい福祉サービス事業所と介護保険サービス事業所の指定基準に差異があることから、介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくする見直しを行うことが検討されています。

(3) 今後の取り組み

障がいのある人が住みなれた地域で安定した生活を送り続けるためには、ライフステージに応じて可能な限り切れ目のない支援を提供することが必要です。今後も共生型サービスと連携を図りながら、介護保険適用年齢に到達した障がいのある人のサービス基盤整備と充実に向けて取り組んで参ります。

13. 意思疎通支援の提供体制の充実

手話奉仕員養成研修事業及び意思疎通支援を行う者の派遣事業、日常生活用具給付等事業について、これらの支援を必要とするすべての障がいのある人に対し、支援の提供が行きわたるよう取り組んでいきます。

(1) 手話奉仕員養成研修事業及び意思疎通支援を行う者の派遣事業

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成28年度
手話奉仕員養成研修事業	年間 実修了者数	10人	10人	10人	9人
手話通訳者設置事業	実設置者数	3人	3人	3人	3人
手話通訳者派遣事業	年間 実利用件数	240件	270件	300件	215件
	年間 実利用時間数	384時間	432時間	480時間	353時間
要約筆記者派遣事業	年間 実利用件数	2件	2件	2件	1件
	年間 実利用時間数	4時間	4時間	4時間	7.5時間

手話奉仕員養成研修事業 見込量算出の考え方

平成28年度の修了者実績が9人であるため、平成30年度以降、毎年10人ずつを見込みました。

手話通訳者派遣事業 見込量算出の考え方

平成29年度までの事業実施により、手話通訳を必要とする聴覚障がいのある人に対して、この事業の周知が図られ、概ねニーズは充足されていると考えられます。

今後はこれらの利用者の高齢化に伴い、必要量が増加することが予測されるため、平成28年度の派遣件数の実績値をもとに、平成30年度以降、毎年、約30件ずつの増加を見込みました。また、実利用時間数は平成28年度の実績値をもとに算出しました。

要約筆記者派遣事業 見込量算出の考え方

平成28年度の実績値より、ニーズが一定あることがうかがえるため、平成30年度以降、毎年2件ずつの見込量を算定しました。また、実利用時間数については1件あたり2時間を目安としていることから算出しました。

(2) 日常生活用具給付等事業

【利用見込量】

	年間延べ件数			実績値(参考)
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成28年度
介護・訓練支援用具	10件	10件	10件	9件
自立生活支援用具	40件	40件	40件	32件
在宅療養等支援用具	30件	30件	30件	24件
情報・意思疎通支援用具	36件	36件	36件	34件
排泄管理支援用具	4,490件	4,730件	4,970件	4,011件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件	0件

日常生活用具給付事業 年間延べ件数算出の考え方

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具については、平成26年度から平成28年度までの利用実績に基づき、件数を算定しました。

排泄管理支援用具については、人工肛門・人工膀胱等を増設する人の増加により、平成28年度以降、利用者は増加傾向にあります。平成26年度から平成28年度の利用実績の増加率を加味し、件数を算定しました。

14. 差別の禁止、合理的配慮

理解促進事業を活用し、様々な障がい特性及び障がいのある人への理解を広める講座を実施します。

また、一般就労する障がいのある人の会をはじめ、障がいのある人が自主的に取り組む活動への後方支援等を行い、障がいのある人の仲間づくりや支え合いの関係づくりを促進します。

親亡き後等を見据え、障がいのある人の権利や安全を保障するために、関係各課と連携し、成年後見制度の周知や利用援助に向けた支援に取り組みます。

(1) 理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

【整備見込量】

	整備見込			整備状況(参考)
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成28年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施

理解促進研修・啓発事業 整備見込量の考え方

平成24年度より、地域生活支援事業の理解促進事業として委託し実施しています。

会場にて開催する形態(募集型講座)と利用希望者のもとへ訪問して実施する形態(出前型講座)があり、市内の小学校、民間企業、ボランティア団体、一般市民等を対象として障がい者体験や手話・点字体験、障がい者による講演会などを行い、障がいのある人への理解促進や啓発に取り組んで参りました。

しかし、ニーズ調査においては「障がいや障がいのある人に対する理解」で「あまり深まっていない」「深まっていない」と答えた人は若年層に多く、「障がいのある人が地域で生活していくために何が必要か」で「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」と答えた人は、精神障がいのある人がとりわけ多くなっていました(精神障がい者保健福祉手帳所持者のうち0~17歳 70.0%、18~39歳 47.4%、40~64歳 40.9%)。

今後、身体障がい、知的障がい、精神障がいをはじめ、発達障がいや高次脳機能障がい等、施策の谷間にあると言われている各種障がいもテーマとして取り上げ、様々な障がい特性及び障がいのある人に対する理解の啓発に向けて取り組んでいきます。

自発的活動支援事業 整備見込の考え方

平成27年度より、地域生活支援事業における自発的活動支援事業として委託し、一般就労する障がいのある人が主体となる会の運営を側面的に協力・支援してきました。

ニーズ調査からは「地域活動の参加にあたって、さまたげになること」として「どのような活動が行われているか知らない」「いっしょに活動できる友人・仲間がない」等の回答が多く見られました。

今後、当会の支援をはじめ障がいのある人が自主的に取り組むサロンやサークル等の活動の後方支援を行い、障がいのある人の仲間づくりや障がいのある人同士の支え合い（ピアサポート）を促進していきます。

（２）成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業

【整備見込量】

		見込量等			実績値等（参考）
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成28年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	2人	2人	2人	0人
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし

成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業 利用見込量算出の考え方

成年後見制度利用支援事業については、平成 26 年度から平成 28 年度までの利用実績が 0～2 人であるため、平成 30 年度以降、毎年 2 人ずつを見込みました。

成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援や、法人後見業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理を修得するための研修等の支援を行う事業であることから、平成 30 年度以降、本市においては実施なしと見込みました。将来的には必要性を鑑み実施を検討していきます。

なお、成年後見制度については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月 13 日に施行されました。この法律は、基本理念の中に「自己決定権の尊重」を規定し、「保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討」を基本方針として掲げています。ニーズ調査においては、約半数以上の方が「成年後見制度を知らない」と答えており、今後、この制度の周知と利用援助に向けた支援が必要です。また、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての市町村基本計画においては、主管する関係各課の基本方針に連携していきます。

（３）障がい者・高齢者交流会館を活用した啓発活動等の実施

障がいのある人や高齢者、障がい者団体の交流の場として、また、障がいの有無に関わらない相互交流を図る場として、例えば、理解促進・啓発事業や自発的活動支援事業、成年後見制度の利用促進、新たな活用方法や交流の活性化についての検討を重ねます。

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 庁内連携

本計画の推進にあたっては、障がいのある人及び児童に関わる庁内各課と連携を保ち、多面的に障がいのある人及び児童を支援する体制づくりが必要です。関係各課との情報共有や意見交換を積極的に行い、本計画を着実に実行していきます。

また、庁内職員を対象として研修等を行い、職員一人ひとりの障がい者理解の促進や施策・事業についての理解の向上に向けて取り組みます。

2. 市民や地域、関係団体との連携

障がいのある人及び児童が地域で安心して生活していくためには、障がい福祉サービス提供体制の充実はもちろんのこと、地域住民の理解や支え合いがきわめて重要となります。

広く地域に向けて、障がい特性や障がいのある人等に対する理解啓発に努めるとともに、障がい者団体やボランティア団体の主体的な取り組みを支援し、障がいのある人等が住み慣れた環境で安定した日常生活を送ることができるよう取り組みます。

3. 関係機関との連携

本計画が障がい福祉サービス等の供給基盤の整備や提供見込量を指標とするものであることから、本計画の目標達成には市内における障がい福祉サービス提供事業所等との協力体制が必須となります。

また、医療機関や保健福祉機関、教育機関、就労機関等、障がいのある人及び児童の支援に関わる各種関係機関と交流を持ち、きめ細やかで充実したサービス提供に努めます。

4. 大阪府・府内市町村との連携

本計画は「第5期大阪府障がい福祉計画及び第1期大阪府障がい児福祉計画」の成果目標とも関連していることから、大阪府との連携を図り計画の実行に向けて取り組みます。

また、障がい福祉施策の見直しや充実が求められる事項に関しては、国や大阪府に対し意見具申を行います。

なお、広域的に取り組むべき課題については北河内7市をはじめとする府内市町村と適宜連携を図り、計画の実効性を高めます。

5. 計画の評価・進捗管理

本市の障がい者自立支援協議会においては、本計画の取り組みに対応したかたちで各専門分野別の検討会議を設置します。本計画の推進にあたっては、PDCA サイクルを導入し、本計画における取り組みごとの進捗管理及び本計画全体の進捗管理を行い、重層的な視点のもと確実に本計画が実行されるよう取り組みます。

計画の進捗管理については、(1) 評価すべき指標、(2) 評価の時期、(3) 評価の体制をあらかじめ定める必要があります。

本計画においては、(1) 評価すべき指標は、取り組みの進行状況及び障がい福祉サービスの提供実績値を採用し、(2) 評価の時期は、それぞれの取り組み及び障がい福祉サービス提供実績値ごとに年 1 回、(3) 評価の体制は、障がい者自立支援協議会における本会議の場を活用することと致します。

(1) 評価すべき指標

取り組みの進行状況については、各取り組みにおける 1 年間の実績について報告し、障がい者自立支援協議会委員からの評価・助言を受けます。また、障がい福祉サービスの提供実績については、前年度 1 年間の障がい福祉サービス提供の実績値を報告し、サービス提供体制の整備状況やニーズの充足状況について点検を行います。その上で、本計画がどの程度進行しているかを見極め、課題の抽出と改善のための分析を行います。

(2) 評価の時期

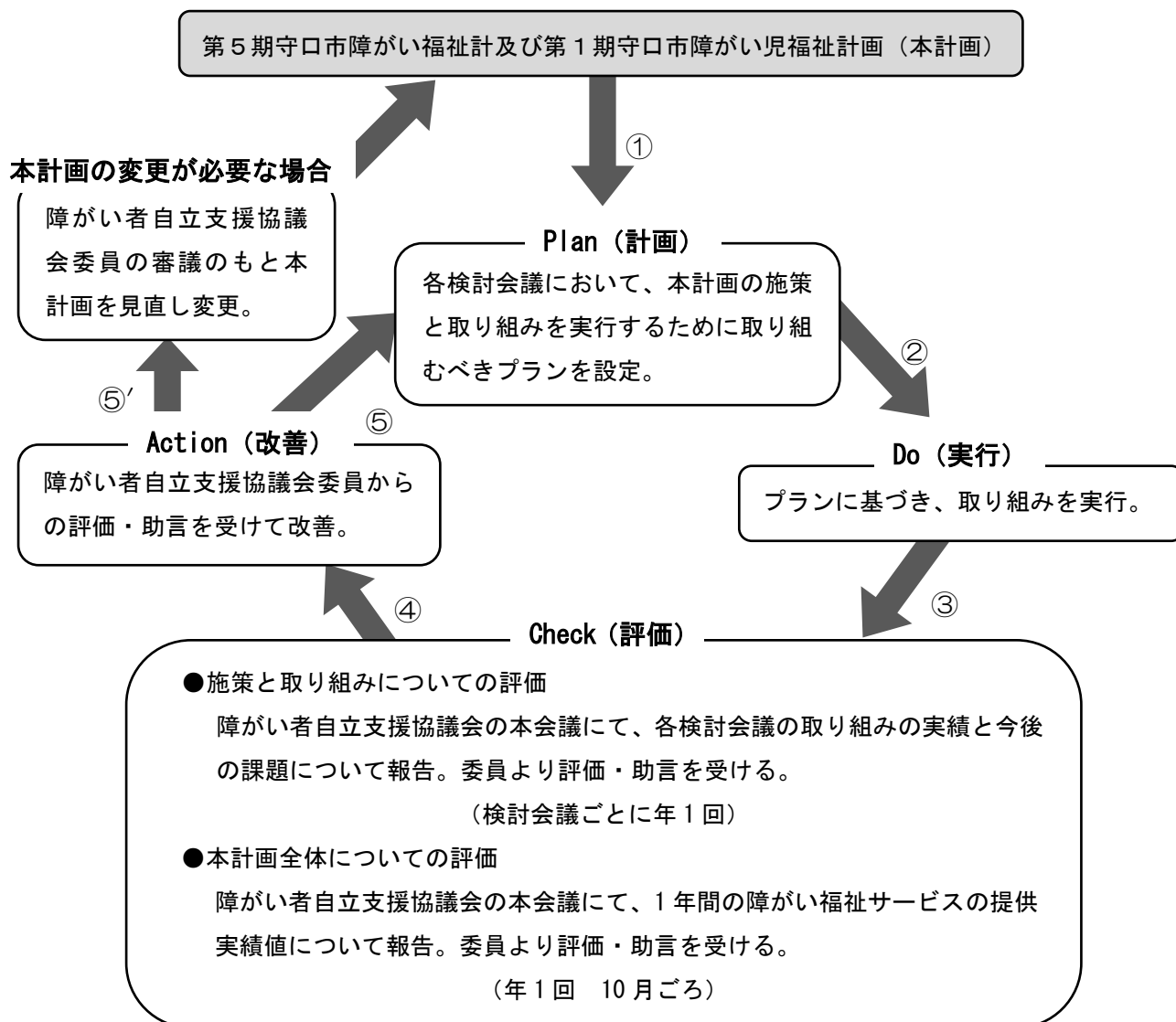
取り組みについては、各取り組みを扱う検討会議ごとに、それぞれ年 1 回評価を実施し、障がい福祉サービス提供実績値については、毎年 10 月ごろを目安として前年度 1 年間の実績値の報告及び点検を行います。

(3) 評価の体制

評価の体制としては、障がい者自立支援協議会の本会議の場を活用します。

本市においては障がい者自立支援協議会の下部に、本計画の取り組みに対応した各専門分野別の検討会議を設置し、各検討会議から施策の取り組み状況についての報告を行い、障がい者自立支援協議会委員からの評価・助言を受けます。また、障がい福祉サービス提供実績についても報告し、サービス提供体制の整備状況やニーズの充足状況についての評価・点検を行います。

評価体制の具体的な流れ



まず、①各検討会議において、本計画の取り組みの実行にあたり当面取り組まなければならない課題を取り上げてプランを設定し（Plan）、②プランに基づいて取り組みを実行します（Do）。そして、③検討会議ごとに障がい者自立支援協議会の本会議において、取り組みの実績と今後の課題についての報告を行い、委員からの評価・助言を受けます。なお、10月ごろを目安として、前年度1年間の障がい福祉サービス提供実績値についても報告を行い、サービス提供体制の整備状況やニーズの充足状況についての点検も行います（Check、年1回）。そして、④委員からの評価・助言を受けて、取り組みの改善点を見出し（Action）、⑤新たな取り組みのプランを設定するというサイクルを繰り返します。

なお、取り組みの課題が遂行された場合は、当検討会議を解散し、新たな課題に応じた検討会議を設置することもできます。

また、各検討会議の評価及び本計画全体の評価において、本計画の変更の必要性が認められた場合は、障がい者自立支援協議会委員の審議のもと本計画の変更を行うことも可能です（⑤'）

資料

第 1 節 計画の策定体制及び策定経過

1. 守口市障害者自立支援協議会設置条例

平成 24 年 12 月 5 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、守口市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平 25 条例 5・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 障害者施策及び障害者虐待防止に関する関係機関の連携に関する事項
- (2) 障害者の就労の促進に関する事項
- (3) 障害者サービスの質の向上に関する事項
- (4) 障害者サービスにおける地域のサービス基盤の整備に関する事項
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の進行管理、評価等に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 協議会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 医療関係団体の代表者
- (4) 人権関係団体の代表者
- (5) 教育関係機関の代表者
- (6) 関係行政機関の代表者
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が適当と認めたる者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(部会)

第6条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障害福祉主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平 25.2.25 条例 5 抄)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2. 守口市障がい者自立支援協議会委員名簿

区分	氏名	所属機関
学識経験者	小寺 鐵也	種智院大学 教授
福祉関係団体の代表者	砂原 嘉夫	守口市身体障害者福祉会 会長
	榎原 紀子	守口市精神障害者を支える市民の会 事務局長
医療関係団体の代表者	中野 貴之	守口市医師会 理事
	朝田 武歳	守口市歯科医師会 常務理事
	増田 眞一	守口市薬剤師会 会長
人権関係団体の代表者	木村 孝司	守口市人権協会 会長
教育関係機関の代表者	郡司 弘子	大阪府立守口支援学校 校長
	山口 耕一	守口市立わかかくさ・わかすぎ園 園長
関係行政機関の代表者	尾上 博規	門真公共職業安定所 就職促進指導官
	田邊 雅章	守口保健所 所長
	山田 紅美	大阪府中央子ども家庭センター 育成支援課 課長補佐
市の職員	大西 和也	守口市こども部 部長
	水田 広茂	守口市教育委員会事務局 指導部長
その他 市長が適当と認めた者	細井 大輔	かける法律事務所
	鳥野 洋司	守口市社会福祉協議会 事務局長
	北西 康伸	守口市立わかたけ園 園長
	清田 廣	大阪聴力障害者協会 理事会相談役
	山本 恵三	知的障がい者相談員

3. 計画の策定経過

日 程		進 捗 状 況
平成 29 年	6月15日	「平成29年度 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画に係る市町村説明会」開催 ・大阪府より、計画の策定方針等が示される。
	7月14日	「第2回守口市障がい者自立支援協議会」を開催 ・計画の策定方針、策定スケジュール、事業所意向調査の内容について検討し、承認を得る。
	7月24日	「事業所意向調査」を実施 ・市内の調査対象事業所に対し、メールまたは連絡便により調査票を配布。
	8月8日	大阪府による「第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画に係る市町村ヒアリング」の実施 ・計画の策定方針、成果目標等について意見交換を行う。
	11月1日	「第3回守口市障がい者自立支援協議会」を開催 ・第4期障がい福祉計画の進捗状況の報告 ・事業所意向調査の結果報告
	12月13日	「第4回守口市障がい者自立支援協議会」を開催 ・障がい福祉サービスの見込量等についての報告 ・計画素案の検討 ・パブリックコメントの実施について
平成 30 年	1月16日	パブリックコメント開始
	2月15日 2月27日	パブリックコメント締切 「第5回守口市障がい者自立支援協議会」 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画書案の検討
	3月20日 3月	大阪府との法定協議 「第3次守口市障がい福祉計画及び第1期守口市障がい児福祉計画」策定

第2節 パブリックコメント結果

1. 募集期間

平成30年1月16日（火）から平成30年2月15日（木）まで

2. 募集方法

広報もりぐち1月1日号及び市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「第5期守口市障がい福祉計画及び第1期守口市障がい児福祉計画（案）」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、電子メール、FAXにより意見を受け付けました。

3. 募集結果

（1）提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	1件
郵送	0件
電子メール	1件
FAX	0件
合計	2件

（2）意見の内容ごとの件数

意見の概要	件数
1. 計画策定の基本的な考え方について	0件
2. 障がいのある人の状況について	0件
3. 計画の推進方針について	16件
4. 計画の推進について	1件
5. その他について	0件
合計	17件

第3節 守口市子ども・子育て支援事業計画 利用量の見込みと提供体制

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策および実施時期

教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

認定区分	区分	対象		利用が想定される施設・事業
1号認定	(1)-1	3～5歳	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(1)-2	3～5歳	共働き家庭等で学校教育 の希望が強い家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(2)	3～5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所
3号認定	(3)(4)	0～2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

(1)-1 1号認定（専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がない認定区分です。

(1)-2 2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される区分です。

【平成29年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

幼稚園	6か所(3)	東部:1か所(1)、中部:3か所(1)、南部:2か所(1)
認定こども園	18か所(2)	東部:7か所(0)、中部:4か所(1)、南部:7か所(1)

【量の見込みと確保方策】

市全体		(単位:人)	
		平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1号		
	2号		
	合計	1,219	1,268
②確保方策	特定教育・保育施設	1,189	1,189
	確認を受けない幼稚園	325	325
	合計	1,514	1,514
②-①		295	246

(2) 2号認定（共働き家庭等）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【平成29年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	10か所(9)	東部:6か所(5)、中部:2か所(2)、南部:2か所(2)
認定こども園	18か所(2)	東部:7か所(0)、中部:4か所(1)、南部:7か所(1)

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		1,764	1,835
②確保方策	特定教育・保育施設	1,848	1,876
②-①		84	41

(3) 3号認定(共働き家庭等)【0歳】

0歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【平成29年度の施設の設置状況】()内の数字は、公立施設数。

認可保育所	10か所(9)	東部:6か所(5)、中部:2か所(2)、南部:2か所(2)
認定こども園	18か所(2)	東部:7か所(0)、中部:4か所(1)、南部:7か所(1)
小規模保育事業所等	18か所(0)	東部:4か所(0)、中部:9か所(0)、南部:5か所(0)

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		417	429
②確保方策	特定教育・保育施設	263	263
	特定地域型保育事業	95	101
	合計	358	364
②-①		-59	-65

(4) 3号認定(共働き家庭等)【1・2歳】

1・2歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【平成29年度の施設の設置状況】()内の数字は、公立施設数。

認可保育所	10か所(9)	東部:6か所(5)、中部:2か所(2)、南部:2か所(2)
認定こども園	18か所(2)	東部:7か所(0)、中部:4か所(1)、南部:7か所(1)
小規模保育事業所等	18か所(0)	東部:4か所(0)、中部:9か所(0)、南部:5か所(0)

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		1,287	1,350
②確保方策	特定教育・保育施設	899	909
	特定地域型保育事業	238	251
	合計	1,137	1,160
②-①		-150	-190

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策および実施時期

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）【0～5歳】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間および通常の利用日以外の日において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【平成29年度現在の実施状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	1か所(0)
認定こども園	16か所(0)
小規模保育事業所	14か所(0)

【量の見込みと確保方策】

市全体		平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人/年	1,277	1,328
②確保方策	人/年	1,277	1,328
	施設数(か所)	43	44
②-①		0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ：入会児童室）【小学生】

就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【平成29年度現在の実施状況】

市立小学校	16か所
-------	------

① 低学年【小学校1～3年生】

【量の見込みと確保方策】

市全体		平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人/年	858	848
②確保方策	人/年	858	848
	施設数(か所)	14	14
②-①		0	0

② 高学年【小学校4～6年生】

【量の見込みと確保方策】

市全体		平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人/年	194	189
②確保方策	人/年	0	0
	施設数(か所)	0	0
②-①		-194	-189

(3) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【平成 29 年度現在の実施状況】

守口市子育て支援センター、認定こども園	6か所
---------------------	-----

【量の見込みと確保方策】

市全体		平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	25,065	26,623
②確保方策	人日/年	25,065	26,623
	施設数(か所)	6	6
②-①		0	0

(4) 一時預かり事業等

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【平成 29 年度現在の実施状況】 ()内の数字は、公立施設数。

幼稚園	3か所(0)
認可保育所	1か所(0)
認定こども園	18か所(2)
小規模保育事業所	7か所(0)

①② 幼稚園における在園児（1・2号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【3～5歳】

【量の見込みと確保方策】

市全体		平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日/年	51,451	53,264
②確保方策	人日/年	51,451	53,264
	施設数(か所)	27	27
②-①		0	0

③ 上記①②以外の一時的預かり（幼稚園における在園児（1・2号認定）以外）【0～5歳】

【量の見込みと確保方策】 （注）夜間養護等事業は確保方策を設定していません。

市全体		平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人日/年	9,531	9,974
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	8,205
		施設数(か所)	22
	ファミサポ [®]	人日/年	1,326
	合計	(人日)	9,531
②-①		0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人/年	1,064	1,093
②確保方策	人/年	1,064	1,093
②-①		0	0

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	人/年	17	24
②確保方策	実施体制	相談員による訪問等により対応	

第4節 用語の解説

【あ行】	
意思疎通支援	聴覚、音声・言語機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、コミュニケーションを支援する制度。
一般就労	障がい者の就労形態の一つ。一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労すること。
【か行】	
介護老人福祉施設	介護保険法に基づく入所施設で、老人福祉法における特別養護老人ホームにあたる。常時の介護を必要とし、在宅生活が困難となった要介護者に対し、入浴・排泄・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養等のサービスを提供する。
介護老人保健施設	介護保険法に基づく入所施設で、身体状況や病状が安定期にある要介護者を対象とする。在宅復帰を主な目的として、医療的管理下での、機能訓練や理学療法、介護サービスなどを提供する。
北河内西就業・生活支援センター	就職や職場定着が困難な障がいのある人に対し、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携のうえ、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う。 また、障がいのある人を雇用しているまたは、雇用を考えている事業主に対し、相談や情報提供等の支援を行う。
言語療法	言葉を話したり聞いたりする機能に障がいがある人に対して、日常生活を円滑に送るために行われるリハビリテーションのこと。
【さ行】	
作業療法	農耕・畜産・園芸・手芸・木工などの適当な作業を行うことにより、障がい者の身体運動機能や精神心理機能の改善を目指す治療法。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに合わせて治療を行う「医療型」がある。
就労アセスメント	就労移行支援事業所において、特別支援学校の卒業生等、就労経験なく通所サービスの利用を希望する人に対し、能力評価などを目的とした実習を行うこと。 利用者の将来的な能力の伸びなども踏まえ、障がい特性や能力を最大限活かすことのできる「働く場」を選択できるよう支援する。

【た行】	
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。
【は行】	
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童が障がいのない児童との集団生活に適応できるよう、支援員が保育所等を訪問し専門的な支援その他の便宜を供与すること。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童を授業の終了後または休業日に通所させ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他の便宜を供与すること。
【ら行】	
理学療法	治療体操や運動、マッサージ・電気刺激・温熱などの物理的手段を用い、障がい者等の運動機能の回復を目指す治療法。

第5期守口市障がい福祉計画及び
第1期守口市障がい児福祉計画

守口市 健康福祉部 障がい福祉課
〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
電話：06-6992-1630・1635（直通）
FAX：06-6991-2494

※本計画は便宜上元号表記を「平成」とし、平成31年5月以降新元号に読み替えます。